

第 I 編

福祉 2 1 ビーナズプランの総論

第1章 福祉21ビーンズプランの概要

私たちのまち茅野市は、これからの地域福祉を推進していくために『福祉21ビーンズプラン（茅野市地域福祉計画）』を策定しました。

ここ茅野市は、縄文の古から、豊かな自然と深い文化に培われてきました。国宝「土偶（縄文のビーンズ、仮面の女神）」と、ニッコウキスゲの咲き誇るビーンズラインは、その象徴でもあります。こうした私たちの故郷を更に住みやすい地域にしていくために、この計画が過去と未来をつなぐ橋渡しになっていくようにとの願いを込めて、『福祉21ビーンズプラン』と命名されました。

1 プランの目的

福祉21ビーンズプランは、社会福祉を始め、保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具現化するために、計画的に推進していくことを目的としています。

2 プランの性格

福祉21ビーンズプランは、茅野市において市と市民がパートナーシップのもと一体となって地域福祉を推進していくための「基本計画」になります。

市では、この福祉21ビーンズプランに基づいて取り組むべき事業の具体的な目標等を設定し、その実行性を確保していきます。また、地域福祉の推進に取り組む市民や各法人、団体等にとっては、共通した「指針」及び「行動計画」として位置づけられます。

なお、平成29年（2017年）に改正された社会福祉法では、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が明文化されましたが、私たちの福祉21ビーンズプランは、茅野市が策定した地域福祉計画です。

3 プランの基本理念

福祉21ビーンズプランは、次の4つの「基本理念」によって立っています。この4つの理念は、地域福祉懇談会や各種調査から明らかになってきた市内の地域福祉課題を検討する中で、これからの「ねがい」としてまとめられたものです。

基本理念1 一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命（いのち）が尊ばれ、社会の中で一人ひとりが主役となり、同じ茅野市民として、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら「共に生きる」ことができるまちをめざします。

基本理念2 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域の中で精神的にも社会的にも自立し、その人らしく暮らせるように、個人の生活を総合的にとらえ、保健・医療・福祉の専門職員を始め、市民全員と社会資源とが一体となって支援しあうネットワークを構築するためのシステムを確立します。

基本理念3 ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。
住民が地域福祉に関心を持つことによって、積極的に地域福祉活動へ参加できるようになり、ボランティアな支えあいの意識の基に、住民が主体で進めていく支えあいの活動を盛り上げていきます。

基本理念4 すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

全ての人々が心豊かで快適に生活することができるまちにするために、様々な日常生活の不便を取り除き、居住環境・都市環境を整備し、子ども・家庭や障害者、高齢者が暮らしやすい障壁のないまちづくりを進めます。

4 プランの構成

「第3次福祉21ビーナスプラン」は、基本理念を具体的に実行していくため、以下のとおり構成しました。

第I編 福祉21ビーナスプランの総論

これからの地域福祉のあり方を踏まえ、茅野市における福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）の概要と第3次プランの構造、また第2次プランの検証結果を基に、第3次プランに向けての課題について整理しました。

第II編 プランの基本構想

第3次福祉21ビーナスプランの基本的な構想について示しています。保健福祉サービスセンターを拠点とした、茅野市のケアマネジメントの考え方や支援のあり方、各保健福祉サービス地域（エリア）の拠点となる保健福祉サービスセンターについて基本的な構想を示し、更に検討されてきた関連分野の方向性について整理しました。

第III編 具体的な施策の展開

第I編での検証・課題と、第II編で市民のみなさんから議論いただいた今後の方策に基づいて、第3次プランにおいて地域福祉を推進していくための重点施策について整理しました。

第IV編 資料編

福祉21茅野の各専門部会での茅野市の現状と課題について検討した結果だけでなく、今後の解決に向けての方向性が提言されています。

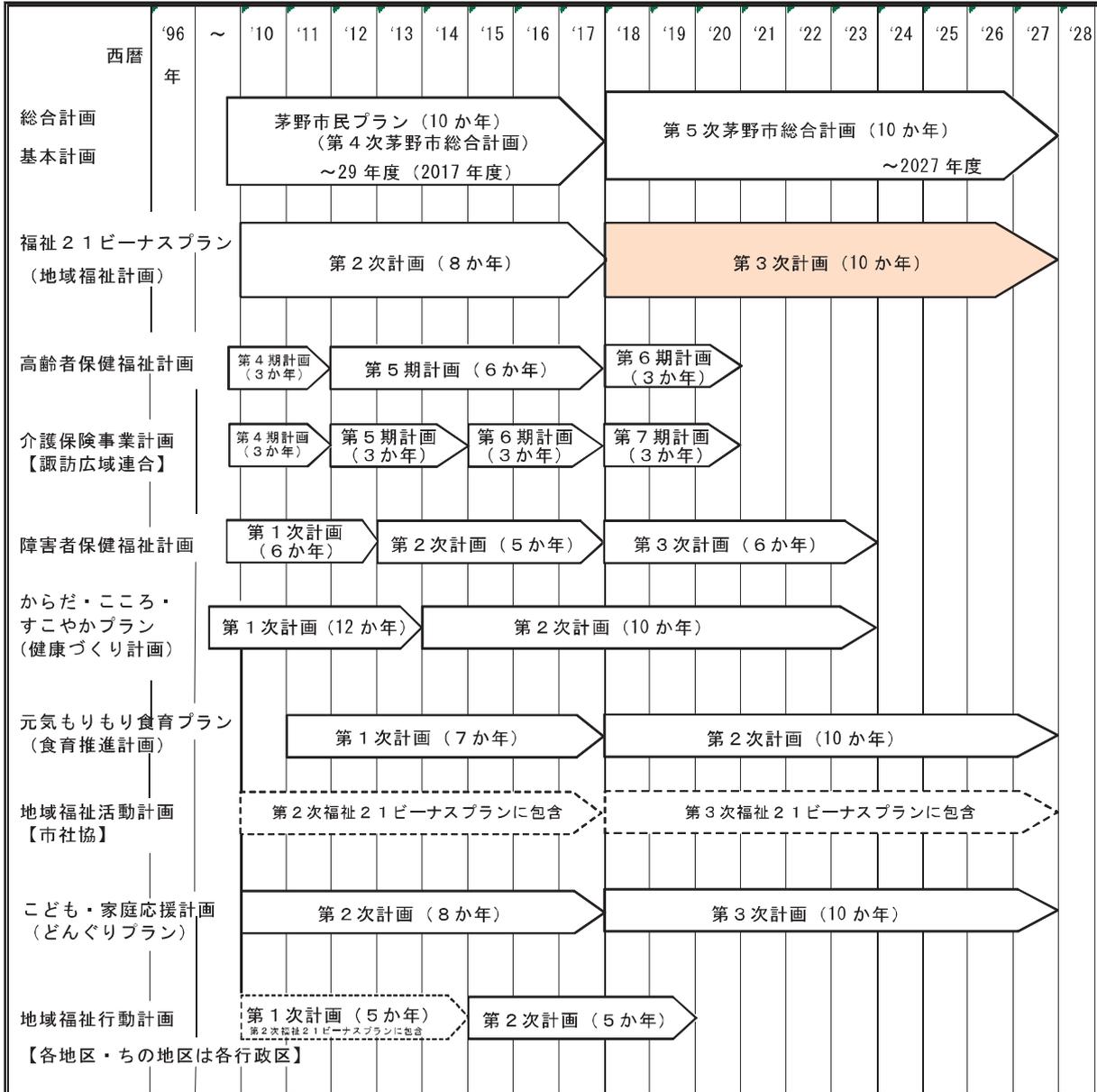
■ワンポイント「ケアマネジメント」

ケアの必要な人や家族の相談に応じ、そのニーズを適切に把握したうえで、様々なサービス提供機関と調整を行い、サービスを総合的・継続的に提供する活動。利用者と福祉や医療などの社会資源を結びつける手法です。

5 プランの位置づけと具現化

第3次プランは、2018年度から2027年度までの10か年計画として策定します。ただし、前期(2018年度～2020年度)、中期(2021年度～2023年度)、後期(2024年度～2027年度)とし、その都度必要な見直しを行います。

【茅野市の保健福祉に関する計画期間】



※第5次総合計画、地域福祉計画の計画期間は10か年ですが、分野別計画の期間は、法律に基づく計画期間になり、上位計画と整合しながら新たに策定します。

(1) プランの位置づけ

福祉21ビーンズプランは、「第5次茅野市総合計画（2018年度～2027年度）」の保健・医療・福祉分野を担うものであり、別に策定している「茅野市高齢者保健福祉計画」「茅野市障害者保健福祉計画」「茅野市健康づくり計画」「茅野市食育推進計画」などの各分野別計画の上位計画として位置づけられます。また「茅野市こども・家庭応援計画」の中の保健福祉分野に関連する施策との整合を図っています。

更に、第2次プランから市社協が策定する「茅野市地域福祉活動計画」を包含し策定しています。このことにより、地域福祉を推進するための行政と市社協の役割や協働・連携のあり方を明確にした総合的、発展的な地域福祉計画としました。

このプランは、住民参加の視点を重視したより実効性のある計画として、全ての住民が「福祉でまちづくり」を進めるための行動指針にもなります。

福祉21ビーンズプラン

(保健・医療・福祉・生涯学習に関する包括計画)

※地域福祉活動計画【市社協】を包含

◎福祉21ビーンズプランと関連の深い 各分野別計画
(特に整合をとり推進していく計画)

○高齢者保健福祉計画

○障害者保健福祉計画

○からだ・こころ・すこやかプラン(健康づくり計画)

○元気もりもり食育プラン(食育推進計画)

○こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)

○介護保険事業計画(諏訪広域連合)

○男女共同参画推進計画・・・など

今後、策定が見込まれる計画

▪住宅供給促進計画

▪自殺対策計画

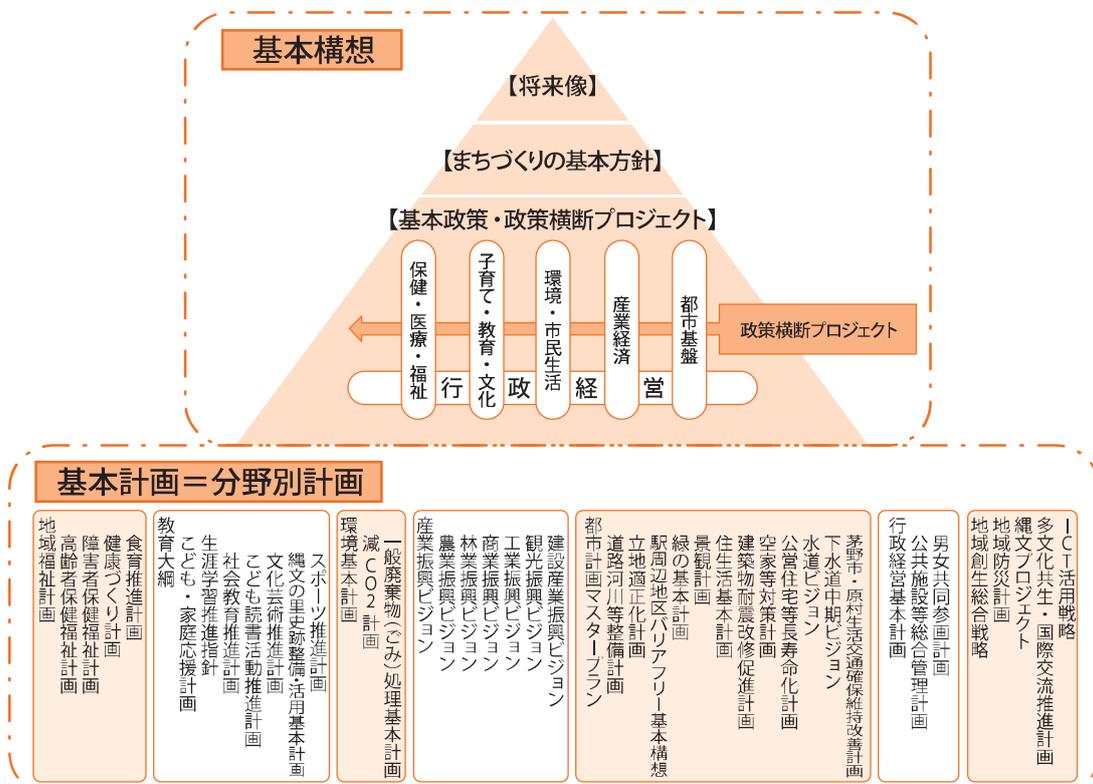
▪再犯防止推進計画

(2) プランの具現化に向けて

福祉21ビーンズプランは、福祉21茅野による検討をもとに、今後、茅野市が「福祉でまちづくり」を推進するための基本的な方向性と、各分野に共通する課題に対する方策を示しています。

また、社会福祉だけでなく保健・医療・生涯学習に関する各種の計画を包括した「地域福祉推進のための総合計画」です。そのため、関連する計画を見直し、新たな計画を策定する際は、常に全体の整合性に配慮し、福祉21ビーンズプランの理念が具現化されるように行政は最大限の努力をしていきます。そのためには「第5次総合計画」との整合を保ちながら、各年度の予算編成や各分野別の事業計画等をとおして、着実に具体化を進めていきます。

【第5次茅野市総合計画全体像のイメージ図】



第2章 福祉21ビーンズプランの構造

本章では「福祉21ビーンズプラン」の基本的な枠組みと、それに基づいた目標、またその目標に取り組むための具体的な考え方や、求められる取組について述べています。

(1) 身近な地域で保健福祉サービスを提供するために

- ・生活圏の階層化（暮らしの範囲を段階的なレベルに分けること）
- ・保健福祉サービスの重層化（暮らしの範囲に合わせて保健福祉サービスを体系化すること）

この2つの考え方は、「保健福祉サービスは、できるだけ身近なところで利用したい」という市民の要望に応えるために生まれた発想であり、4つの基本理念を具現化するための基本となる考え方です。

また、それを具現化したものが「保健福祉サービス地域（3層）」という階層と、そこに設置した「保健福祉サービスセンター」です。

(2) 地域のなかでその人らしい生活が送れることを目指して

この2つの考え方を基盤に目指すものは、単にサービスを提供するだけでなく、保健福祉サービスセンターを拠点として「保健福祉サービスと市民活動を結びつけながら福祉でまちづくりを進めていく」ことです。第1次プランで市内4か所に保健福祉サービスセンターを設置し、住民に身近な場所で保健福祉サービスを提供することに加えて、第2次プランでは、身近な地域の福祉課題に取り組むため地域コミュニティ等との連携を進めてきました。この体制を更に発展させていく必要があります。

(3) 福祉でまちづくりを進めるために

公的な福祉サービスだけでは、限らない個別のニーズに全て対応することは困難です。また、住民レベルでの満足度が向上しなければ、真に福祉が充実したとは言えません。「住んでよかった茅野市」に近づくためには、地域や住民自身も、持っている力を発揮し、自らが新しいサービスを創り出していく活動が重要になります。

そこで、更に身近なところでの地域福祉を定着させるために、次の3つのことに取り組んできました。また、福祉21ビーンズプランの具現化のために、より身近な生活圏を具体的にイメージし、身近な範囲での支え合いを大切に考えるとともに、地域の中で行われている様々な取組や活動が活性化するような取組を実施していきます。

- ① 保健福祉サービスセンターが、更にその機能を発揮し、多様化する市民ニーズに応えられるよう、職員の技術の向上と、時代に合ったサービスを提供することに加え、これからの社会の変化に対応するための基盤整備に努める。
- ② 個々の日常生活に密着した組織や機能に着目し、人のつながりや地域活動の大切さを見直す取組を進めるとともに、市社協や地域と連携して日常の支え合いや地域活動が更に活発になるよう支援していく。
- ③ また地縁に限らず人と人が様々なテーマでつながり合うこと、福祉や医療の分野に限らず、様々な業種、団体、企業などが市民の生活をより豊かにするための活動に参画すること、これらを活性化することで更に多様な社会資源として育っていくことを支援していく。

※次ページ以降で、これらのことについて更に詳しく説明しています。

1 身近な地域で保健福祉サービスを提供するために

(1) 福祉21ビーンズプランの基本的な枠組み

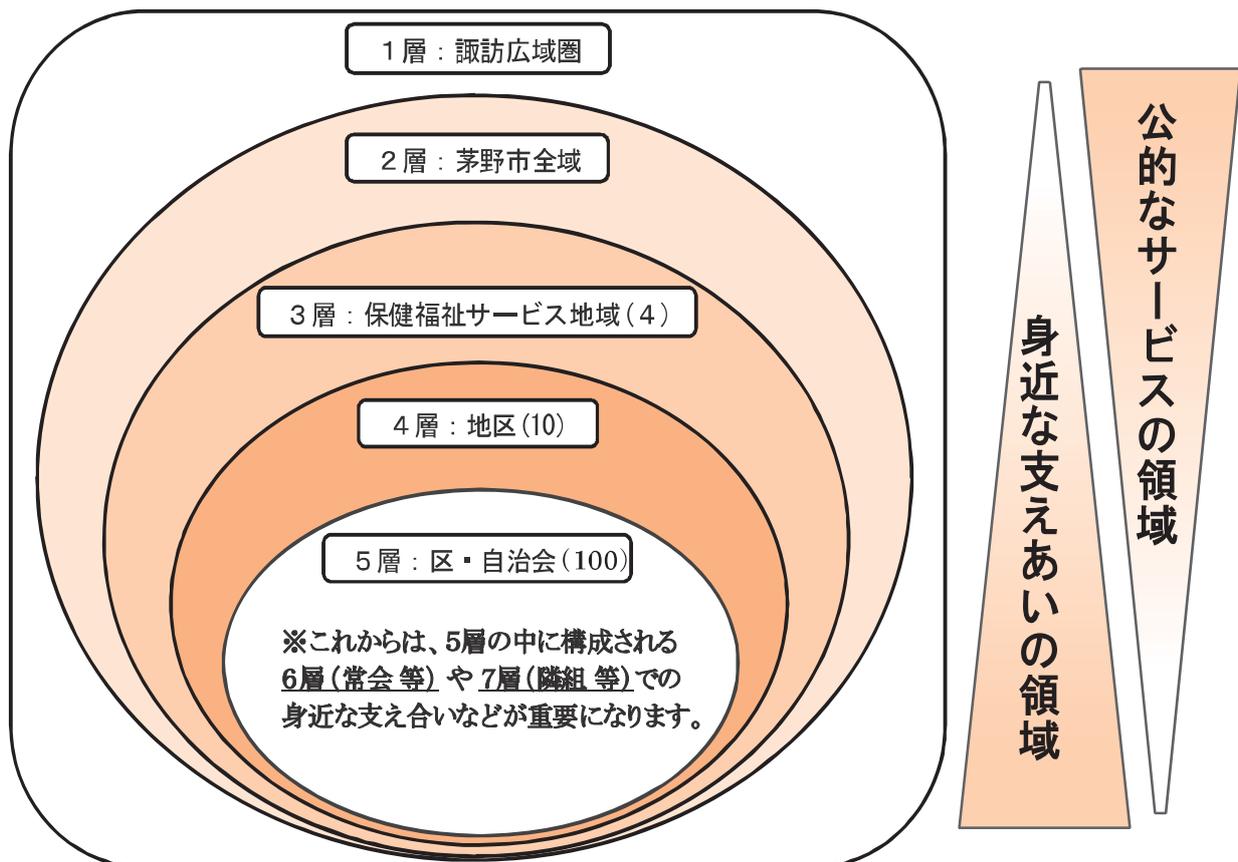
・生活圏の階層化

よりきめの細かい保健福祉サービスを提供していくために、まず住民の生活圏を、「諏訪広域圏」(1層)、「茅野市全域」(2層)、「保健福祉サービス地域(エリア)」(3層)、「地区」(4層)、更に身近な「区・自治会」(5層)の5つの生活レベルに区分けしました。

・保健福祉サービスの重層化

これにより、市役所を中心に市内全域を対象として一元的に提供されてきた保健福祉サービスは、5つの生活レベルに合わせて、身近なところでは日常的な支え合いができるように、また、より専門的なサービスになるほど広い範囲で応えていくようにするというシステムが構築されました。

【生活圏の5つの階層と新たな階層のイメージ】



公的サービス + 身近な支えあい = 日常生活の質の向上

(2) 更に身近なところで支えあうために

生活圏の階層のうち、区・自治会（5層）の中に出払いやお祭り等の地域活動を行う際に機能する最小の単位として生活に密着した組織であり個人と地域がつながる始点となる6層「常会、町会、組」、7層「隣組、互助組」等をイメージしました。

この身近な組織は、現在も、回覧板、寄付等の集金、出払い、お祭り等の地区行事など生活に密着した地域活動を行うときに機能しています。ただし、近年増加している、単身者、核家族のアパート、新興住宅への転入者等にとっては「存在意義がわからない」「人間関係が煩わしい」「加入費用の負担が大きい」等の理由から、区・自治会への新規加入が増えないということが大きな課題の一つでもあります。

福祉21ビーンズプランでは、地区（4層）を中心とした地域福祉の推進から区・自治会（5層）などの日常生活に密着した組織や、そこに関わる住民のつながりを大切に見直していくことで、日常の支え合いを更に広げ、地域全体の福祉を発展させていきたいと考えました。

【各生活圏の階層と保健福祉サービス】

様々な保健福祉サービスや、機能・組織・施設などを階層化の考え方により整理したものです。ただし、それぞれのサービスの提供に境界は引けないため、各種のサービスがそれぞれの生活圏に合わせて重層的に提供されるというイメージを示しています。

階層	地域	主な組織や期待される役割・主な保健福祉サービスの例
1層	諏訪広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ◎保健所、児童相談所、諏訪圏域障がい者総合支援センター、介護保険の運営など県、広域連合が実施する機関 ◎高齢者・障害者等の介護に関するサービス 訪問介護・通所介護・入所介護 など ◎権利擁護 茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター など ◎医療：諏訪赤十字病院、富士見高原病院等
2層	茅野市全域	<ul style="list-style-type: none"> ◎茅野市役所（地域包括支援センター） <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理センター（健診・予防接種など） ・保育園 ・0123広場 ・発達支援センター ・CHUKO らんどチノチノ ・高齢者福祉センター塩壺の湯 ・市民活動センター「ゆいわーく茅野」 など ◎茅野市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動推進事業 ・シャララ・ほっとサービス事業 ほか ◎シルバー人材センターなど ◎茅野市に営業所のあるサービス提供事業所、施設 ◎医療：諏訪中央病院、各種医院・歯科医院
3層	保健福祉サービス地域（エリア）（4）	<ul style="list-style-type: none"> ◎保健福祉サービスセンター（地域包括支援センター・サブセンター） 保健福祉の拠点（詳細は第II編第1章） ◎温泉施設：ミニデイサービス・憩いの場機能
4層	地区（10）	<ul style="list-style-type: none"> ◎地区コミュニティセンター ◎地区コミュニティ運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区区長会、地区分主会、地区社会福祉協議会 など ◎地域福祉行動計画の推進 ◎生涯学習の場 ◎地区こども館
5層	区・自治会（100）	<ul style="list-style-type: none"> ◎区・自治会、福祉推進委員、民生委員児童委員協議会（以下「民生児童委員」）、ボランティア組織、保健補導員 など ◎地域福祉行動計画の実践 ◎住民の自主的参加、活動の場（いきいきサロン など） ◎生涯学習の実践の場 ◎要援護者の見守りや声かけなど近隣の支え合い ◎公民館分館の活動
6層	常会・町会等様々な呼称	<ul style="list-style-type: none"> ◎要援護者の見守りや声かけなど近隣の支え合い <p>区・自治会（5層）の中に構成している組織で、この単位で計画的な行事・活動をしているところも多い。</p> <p>回覧板、出払いなど、地域の中で必要な活動を行う際に機能する地域最小の組織</p>
7層	隣組・互助組等様々な呼称	

■ワンポイント「いきいきサロン」

一人暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画・開催します。ふれあいを通して生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動です。

（3）保健福祉サービス地域（エリア）

茅野市では、地域で生活するために必要な基本的なサービス（訪問介護やデイサービスなど）を、住民にとって身近で利用しやすかつ効果的・効率的に提供できる範囲として、保健福祉サービス地域（エリア）を考えました。市内を、中学校の通学区域を基本として4つに分け、「3層：保健福祉サービス地域（エリア）」と呼んでいます。

4つの保健福祉サービス地域（エリア）は、東部（豊平・玉川・泉野）、西部（宮川・金沢）、中部（ちの・米沢・中大塩）、北部（湖東・北山）に分かれます。

また、それぞれの保健福祉サービス地域（エリア）には「保健福祉サービスセンター」を設置し、行政と市社協、介護サービス提供事業者が同じ屋根の下で仕事をしています。

※保健福祉サービスセンターについては、第II編第1章以下で詳しく説明しています。



■ワンポイント「保健福祉サービス地域（エリア）」

茅野市のように地理的に広い土地の場合、その都度高齢者や障害児・者が市役所まで相談や申請に出向くのは大変なことです。身近なところに相談窓口があって、気軽に訪れることができ、申請もでき、その場でサービスも決定できたら保健福祉のサービスは利用しやすくなります。

一方で、相談を受けた職員が必要なときに迅速に訪問するためには、移動距離が短い方が効率的です。地域の中に相談窓口があるということは、移動時間が短いことで、職員の負担が減るばかりでなく、それぞれの地域の様子や、相談者の生活環境も自然に把握できるようになります。

こうした保健福祉の基本的なサービスを利用・提供する範囲は、「地区」の単位では狭すぎますし、「市全域」では広すぎます。そこで、福祉21ビーンズプランでは、その中間に「保健福祉サービス地域（エリア）」として「3層」という新しい単位を設定しました。この新しい単位は、人口比、社会福祉サービスの利用者の比、交通経路、病院や診療所の数、社会福祉関係の施設など様々な視点から検討を繰り返し、市内に4つの保健福祉サービス地域（エリア）を設定することが望ましいと考えました。

2 地域のなかでその人らしい生活を送れることを目指して

福祉21ビーンズプランは、基本理念で述べているように、地域の中で誰もがその人らしく暮らせるように支援していくことを目標としています。

そのためには、茅野市に住む一人ひとりが、安心して生まれ育ち、安心して歳をとることができるだけでなく、豊かさを感じることができる生活、言いかえれば、「茅野市で生きていてよかった」と実感できる人生が営めるような地域のネットワークとシステムが必要です。

福祉21ビーンズプランでは、保健・医療・福祉そして生涯学習の視点から、我が事・丸ごとの視点をもって地域の中でその人らしく暮らせるための理念が具現化できるようなシステム（地域包括支援体制）を構築していきます。

■その人らしい暮らしを支援する …… 福祉21ビーンズプランの基本理念2より

「その人らしい暮らし」とは、単に身辺的、経済的な自立だけではなく、社会的、精神的な側面にも配慮した一人ひとりの自己実現を図ることを意図しています。第1次プランでは「その人らしい暮らし」を「地域の中で自立した生活を送る」という言葉で表現していました。

「その人らしい…」という言葉はあいまいな表現であるため、計画書に使われる言葉として適当ではないかもしれませんが、「自立した生活」という言葉が「人に頼らず自分で生活する」というイメージで受け取られやすいことから、第2次プランで、市民プランの保健福祉分野の政策名に合わせて「その人らしい暮らし」という表現に修正しました。

「その人らしい暮らし」とは、個人が大勢の人と関わる中で「自己実現」を図っていくことであり、そのための支援や仕組みをつくり上げていくことが福祉21ビーンズプランの目的です。

（1）その人らしい生活を実現するための核となるネットワーク及びシステムの構築

4つの保健福祉サービス地域（エリア）にある保健福祉サービスセンター同士の連携を強化するとともに、市役所内の健康福祉部、市社協本部及び各地区コミュニティセンターなどの関係部署によるネットワークを充実させます。このネットワークが、福祉21ビーンズプランの基本理念に沿った連携・協働をし、個々に対する質の高いケアマネジメントの実践、また、地域の中に新しい社会資源や「人と人とのつながり」を創出する関係づくり、この2つの機能が果たせるシステムとして成熟するように取り組みます。

（2）ケアマネジメントシステムの6つの原則

個々の事例のケアマネジメントを、今後更に質を高めて実践していくためには、以下のような原則のもとでのシステムが必要です。茅野市では、福祉21ビーンズプランとともに「茅野市のケアマネジメント」についての研究や議論を重ねながら、次の6点を大切にしながら実践をしてきました。

- ① 気軽にいつでも相談できる窓口が身近にある
- ② 迅速に対応できるシステムである
- ③ 十分な内容と量のサービスを有している
- ④ 利用者の選択権と決定権が保障されている
- ⑤ 不服の申し立てがしやすい
- ⑥ ケアマネジメントに関する専門性の高い研修が体系化されている

これら6つの原則は、茅野市でケアマネジメントに携わる支援者の共通理解として常に認識していく必要があります。

茅野市のケアマネジメントに関しては、第II編第1章以下でくわしく説明しています。

■ワンポイント「ケアマネジメントシステム」

個人や家族のもつ複数のニーズを丁寧に受け止め、地域の中で自立した生活が営めるように、それぞれの専門職が連携しあって支えていくシステムです。

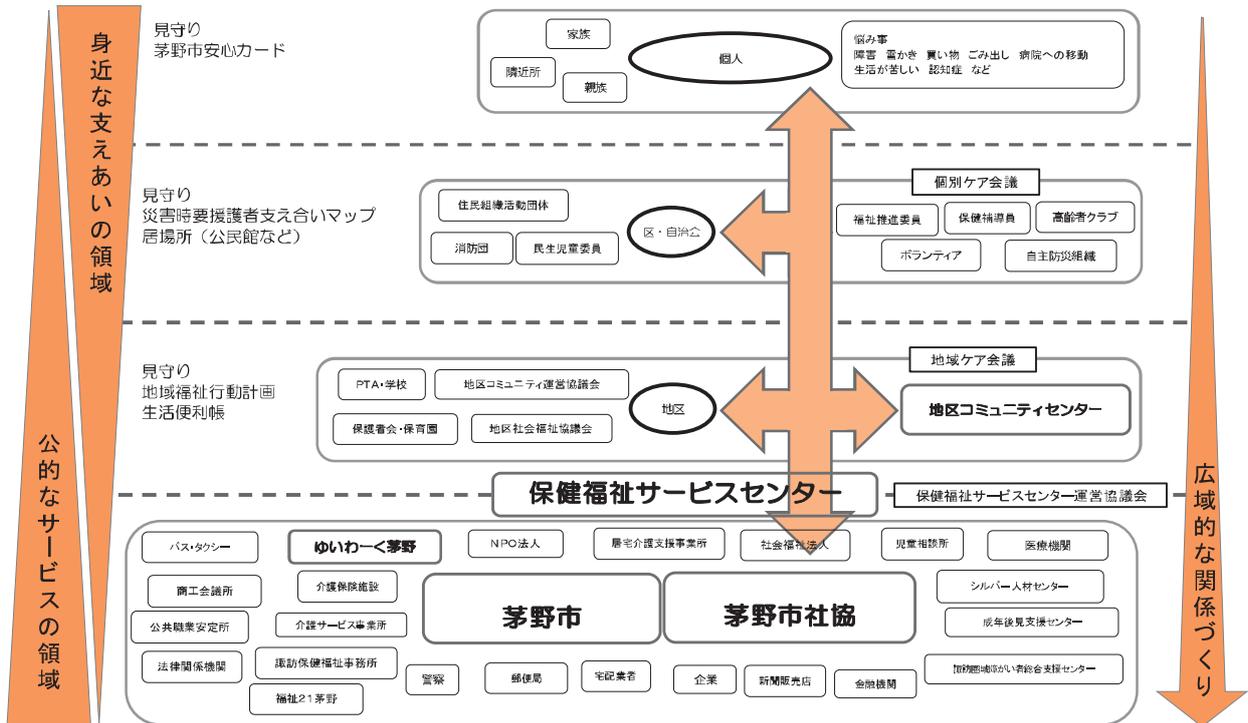
（3）仮称：茅野よいてこしょネット（地域での包括的支援のためのネットワーク）

個々の事例のケアマネジメントへの取組の過程や、様々な階層で発生する複数の市民や地域での共通の課題に対する解決策を立案していく作業では、人と人、グループや団体、組織あるいは企業などを結び付ける「関係づくり」が必要です。また、この「関係づくり」を通じて、新しいサービスや社会資源の創出に繋がります。更には、「福祉でまちづくり」を進める中で、市民や様々な団体・組織が自発的に新しい取組やサービスを立ち上げ、それが社会資源として誰もが利用できるものに育って行くこともあります。

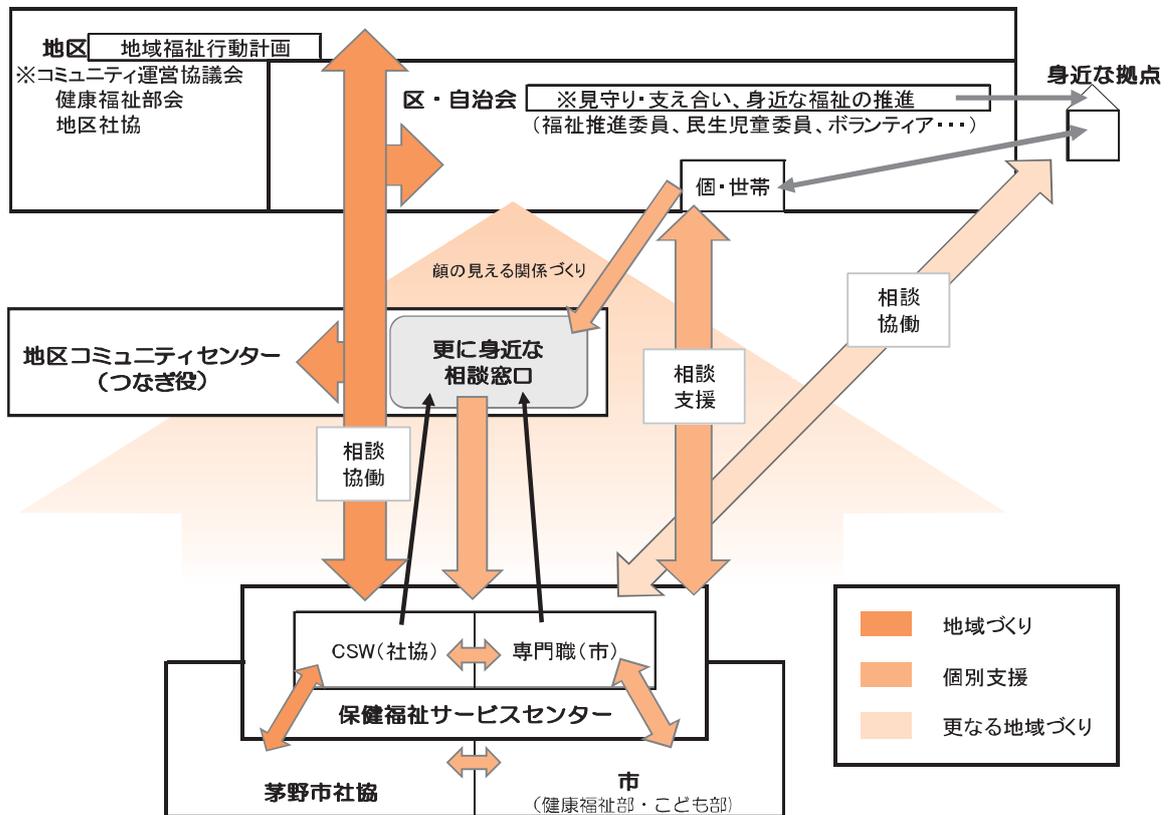
人と人を結び付け、社会資源を創出し、更に人とこれらの社会資源を結びつけることは、地域でその人らしい生活を支え、生み出すためのネットワークとなります。このネットワークを広げ、安定させることで、その人らしい生活をより実現しやすくなると考えます。本プランでは、このネットワークを「仮称：茅野よいてこしょネット」と呼ぶこととします。

この「仮称：茅野よいてこしょネット」には完成形は無く、未来へ向けて市民の皆さんとともに豊かに育てていくものです。

【茅野市地域包括支援体制（仮称：茅野よいてこしょネット）】



【茅野市の保健福祉サービス体制のシステム構想図】



■ワンポイント「よいてこしょ」

7年に1度、山から縦（もみ）の大木を切り出して宮まで曳行し、四方に建てる大祭のことを「御柱祭」といいます。大木の曳行などで、「よいてこしょ」と皆で力を合わせるときの掛け声です。みんなで力を合わせて支え合っていきましょうというメッセージを込めて「仮称：茅野よいてこしょネット」と呼ぶこととしました。

（４）保健福祉サービスとバリアフリー

保健福祉サービスの推進と同時に、広く市内のバリアフリーを進めていくことが求められています。

「都市計画マスタープラン」では、単に市街地や道路網の整備だけでなく、自然環境の保全・回復や災害に強いまちづくりと併せて、福祉でまちづくりへの取組方針が示されており、『高齢者や障害者の方をはじめ、全ての人々が心豊かで快適に生活することができるまちにするため、居住環境・都市環境の整備に努めます。』と明記されています。

これに基づいてバリアフリーのまちづくりを推進します。公共施設のバリアフリーを始め、地域を面としてとらえ、交通（移動）手段や情報手段も含めて改善していきます。

■ワンポイント「バリアフリー」

障害のある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものをとりのぞくこと。もともとは建築の言葉として使われ、建物の中の段差など、障壁をなくす、という意味で使われていました。しかし、現在では、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をとりのぞく、という意味でもつかわれます。

（５）生涯学習としての福祉教育

その人らしく暮らすためには、本人の自己選択・自己決定ができるシステムと、十分なサービスの量が確保されていることが必要ですが、それだけでなく、一人ひとりが自分の生き方に合わせて「選ぶ」、あるいは「決める」ことができるようにならなければなりません。つまり、生涯にわたって「生きる力」を高めていくことが何より大切であり、それと同時に、こうした一人の人の自己実現をお互いに支えあう社会の意識づくり（福祉意識）が重要な基盤となります。

これからの生涯学習は、地域還元型、問題解決型の学習が非常に重視される、これまで以上に地域福祉と公民館活動の連携が必要になります。

① 福祉教育の体系化による福祉意識の醸成

福祉意識を高めるためには、幼少期から生涯にわたる福祉教育を実践し、誰もが福祉課題を学ぶことが大切になります。

茅野市は昭和63年（1988年）に生涯学習都市宣言を行い、活発な学習活動を推進してきました。現在も、パートナーシップのまちづくりの推進を目指し「地域福祉の推進」を重点課題のひとつとして取り組んでいます。地域では認知症についての学習会や地域づくりのための研修会、世代間の交流など様々な活動が行われています。また、市内の各学校では市社協の出前福祉教室を活用して、

障害のある方との交流を通じて障害の理解を深める活動などを行っています。

今後はこうした多くの活動のノウハウなどを市民が共有し、広げていくための仕組みづくりが必要です。更には、地域と学校がともに学ぶ場を創出することにより、市民全体の福祉意識を高めていきます。

3 福祉でまちづくりを進めるために

(1) 住民参加とパートナーシップ

① 地域で共に生きることを具現化するために（第1次プラン）

第1次プランでは、保健福祉サービスセンターを中心に様々なレベルや規模のネットワークを構築し、住民が参加・参画する、新しい近隣・小地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んできました。特に、地区（4層）または区・自治会（5層）での身近な生活圏での支え合いの活動の展開により、自ら地域の豊かさが実感できることを目指してきました。

② より身近な支えあいのしくみづくりのために（第2次プラン）

第2次プランでは、より個人の生活に密着した常会等（6層）、隣組等（7層）という生活圏域の中でのつながりに着目し、大切に育てていくことで、地区（4層）や区・自治会（5層）の福祉活動が更に充実することを目指してきました。

③ より身近な地域での地域福祉活動を活性化するために（第3次プラン）

第3次プランでは、身近な福祉課題に取り組み、地域コミュニティ活動の充実を図るため、区・自治会（5層）における福祉活動が更に充実することを目指していきます。

また、自助・共助・公助によるサービスの役割分担を明確にするとともに、各層で展開される支え合い活動などへの住民参加の仕組みづくりを支援することで地域の福祉力の醸成を図りながら「福祉でまちづくり」を進めていきます。

(2) 地区コミュニティセンターと市民活動センター「ゆいわーく茅野」

① 地区コミュニティセンター

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、高齢者の一人暮らし世帯の増加や核家族化が進む中で、地域課題の解決には、特に「共助」の取組が何よりも大切になります。

このような課題解決を地域の方々と共に考え、時には保健福祉サービスセンターなどの市担当部署への橋渡し役として、地区コミュニティセンターが中心となり、地域における子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合いなど、地域で支え合う取組＝共助の力を高める取組を重点に行います。更にコミュニティ運営協議会などの事務局として地域で活動する団体等の支援を行います。

② 市民活動センター「ゆいわーく茅野」

「ゆいわーく茅野」は、従前の活動分野や地域を超えての連携、また民間企業や団体という枠に捉われないグループや個人による活動との連携など、様々な融合（あらゆる主体がつながりを築き）による市民活動が創出され、市民参加による協働のまちづくりを進めるとともに、身近な地域における課題解決への取組に繋がることなどを進めるための拠点です。

これからのまちづくりには、分野や地域を超えた団体間のネットワークづくりや、いつでも市民がまちづくりに参加できる体制づくりにより、地域力を最大限に発揮していくことが求められます。

この「ゆいわーく茅野」を媒体とし、あらゆる主体が、そして、様々な活動が自立し、開かれた

ものとして展開されるように、まちづくりに向けた仕組みづくりを進めます。

(3) 地域福祉行動計画

「地域コミュニティによる地域福祉の増進」を進めるには、地域に暮らす一人ひとりが地域の福祉課題を自分の問題として受け止め、福祉活動に参加することが重要です。そのために第2次プランから各地区（ちの地区は各行政区）で、地域での地域福祉の推進と活動の目標となる「地域福祉行動計画」を策定し、計画的に推進しています。

① 地域福祉行動計画の目指すもの

地域福祉行動計画は、「パートナーシップのまちづくり」の考えに基づいた地域コミュニティの活性化を促し、各分野、各地域における公民の活動の連携を深め、市民全員が無理なく参加することのできる行動指針であるとともに、地域の課題は地域で解決していく住民自治の取組を計画的に目指すものです。

② 地域福祉行動計画への期待

地域福祉行動計画が策定されたことで期待される効果は、次のような点です。

- ・地域での福祉活動が長期的な展望と明確な目的をもって推進される。
- ・地域の中で取り組むべきことを明文化することにより、活動団体や個人の取組に対する共通認識が図れる。

また、計画が推進されることで、次のような効果を期待しています。

- ・毎年漫然と実施されてきた活動が、一つの目的を持って地域コミュニティの中に定着する。
- ・地域の諸団体が行う福祉活動が、計画的、継続的に実施できるようになる。
- ・行政と市社協がチームを組み、計画推進の支援にあたることで、パートナーシップの手法による福祉でまちづくりが推進できる。

③ 地域福祉行動計画の実践

地域福祉行動計画は、それぞれの区・自治会（5層）によって様々な方法で実践されています。基本的には、福祉推進委員を中心とした推進体制づくりが進められていますが、地区コミュニティ運営協議会健康福祉部会の各活動団体や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が、実践目標の選定や実践への課題解決などに参画していくことを期待しています。

また、保健・医療・福祉に関する市民ネットワーク「福祉21茅野」は、地域との意見交換を通して、地域のニーズに合わせた積極的な連携や実践への協力を目指しており、今後、地域コミュニティと積極的に連携・協力することが必要です。

④ 地域の中での連携

実践にあたっては、地域の実情や課題について熟知された方の意見が大変参考となります。特に、常会（6層）・隣組（7層）などの仕組みや区民の状況を把握している区・自治会の役員、民生児童委員、保健補導員、ボランティア等が連携することは必要不可欠です。また、福祉推進委員がこのような地域の活動団体をつなぎながら、自分の区・自治会での実践に対して積極的に関わるだけでなく、地区内の情報交換の場を通じて他の区・自治会ともつながることで、地域福祉を推進する市民力・地域力が高まっていくと考えます。

⑤ 分野を超えた実践の必要性

それぞれの地区の計画には保健福祉に関わるだけでなく、環境や子育て、教育、防災、防

犯等に関する活動なども掲げられています。それらの活動を実施している団体は、地区コミュニティ運営協議会の中で分野ごとの部会（子育て部会・環境部会など）に構成されています。当面、地域福祉行動計画の推進は健康福祉部会が主体となって動いていますが、今後は、地域福祉行動計画をより多面的、総合的に推進していくためにも、各部会同士の連携が必要になると考えます。

⑥ 推進チームによる支援

この地域福祉行動計画を、それぞれの地域が自分たちの計画として効果的に推進していけるよう、保健福祉サービスセンター、地区コミュニティセンターや市社協などの関係機関がしっかりと連携し「地域福祉行動計画推進チーム」を設置して地域福祉の推進支援をしていきます。

計画の評価や進行管理については、地区が設置する進行管理委員会などで随時行っており、地域福祉行動計画推進チームも進行管理委員会の中に入って、必要な作業を協働で進めます。

（4）地区社会福祉協議会と福祉推進委員

第1次プランの後期5か年計画の中で、福祉でまちづくりを進めるために、地区社会福祉協議会の再構築と福祉推進委員を各区・自治会に設置することに取り組みました。

① 身近な地域での福祉活動を進めるために

これからの身近な地域での福祉活動は、区・自治会（5層）に住む住民が中心となって、一人ひとり誰もがいつでも活動を進められるよう取り組むことが必要です。そこでは、福祉活動に関わっている人たちがネットワークをつくり、支援を必要としている人の在宅生活の応援や身近な生活課題の解決に取り組む必要があります。

例えば、地域福祉行動計画へ区・自治会での計画を掲載し、地域で福祉課題の解決方法を考え、区・自治会で実践していくことなども考えられます。

② 地区社会福祉協議会の役割

地区社協は、地区（4層）で地域福祉活動を推進している団体や個人で構成される住民組織であり、「一人ひとりのニーズに応え、みんなの生活課題・福祉課題を解決していくこと」と、そうした「活動を通じて、一人ひとりが豊かになっていくこと」を目的としています。そのためにも、地区社協は地域福祉の実践の場である区・自治会（5層）での様々な活動を支援することが重要です。

なお、市社協は、市内の地域福祉を推進するために、地区社協が実践していく「地域に根差した活動」を積極的に支援しています。

③ 福祉推進委員の役割

福祉推進委員は、区・自治会（5層）の諸役として位置付けられており、区・自治会での地域福祉活動の推進役として、可能な範囲で複数人・複数年の選出をお願いしています。

福祉推進委員には、次のような活動が期待されています。

- ・ 区・自治会における地域福祉の窓口
- ・ 地域福祉の推進を担う、ボランティアや民生児童委員、地域の活動団体などのつなぎ役
- ・ 身近な地域での福祉活動の推進役

このような活動を実践することで、区・自治会における福祉活動が活性化し、多くの市民が参画できるような仕組みをつくりたいと考えました。

【具体的な活動例として】

（ア）まずは情報交換（話し合い）から

市内には身近な地域で福祉活動に取り組んでいる方々があります。例えば、

- ・ 区長・自治会長は、区民のより良い暮らしのために尽力しています。
- ・ 民生児童委員は住民一人ひとりの生活や福祉の困りごとの相談役です。
- ・ 地域のボランティアはいきいきサロンなどの活動を通じて、高齢者の暮らしぶりや困りごとについてよく知っています。

福祉推進委員は、こうした皆さんとの情報交換（話し合い）の場を持つことで、身近な地域で困っている人や、自分たちの暮らす地域の課題が見えてきます。

福祉推進委員の活動は、こうした情報交換（話し合い）の機会を作ることからはじまるものと考えます。

（イ）情報交換（話し合い）を基に

各区・自治会ではすでにこのような話し合いや活動するための組織をつくっているところも多くあります。身近な地域での福祉活動は、活動の内容に応じて、取り組む人や協力する組織などが違ってきます。福祉活動そのものを福祉推進委員が全て抱え込むのではなく、できるだけ多くの区民が参加・協力できるような働きかけや仕組みとしていくことが大切です。

また、区・自治会に地域の課題や活動について話し合える体制が整えられていくと、区・自治会で福祉課題や活動情報交換、更には身近なところでの困りごとなどの「受け皿」となり、必要なときに、身近な地域の課題を、地域の中で考えていけるような仕組みへとつながっていきます。

④ 地区社協と福祉推進委員

それぞれの区・自治会（5層）における地域福祉活動を進めていく福祉推進委員は、地区社協の構成に位置づけられます。地区社協では、こうした福祉推進委員の活動の推進に、その地域にあった方法で、様々な形で支援をしていきます。

【地区社協が福祉推進委員を支援していく事例】

- ・ 福祉推進委員活動に助成金を出す。
- ・ 福祉推進委員連絡会など、各区・自治会の福祉推進委員同士が情報交換する場をつくる。
- ・ 福祉推進委員の研修会を開催する。
- ・ 福祉推進委員や地域のボランティアの活動を情報誌で紹介する。
- ・ 福祉推進委員と区・自治会や地域の活動団体とつながる連携会議の開催
- ・ 地域福祉行動計画を基に区・自治会での福祉推進委員を中心とした地域福祉の推進支援

このような地区社協と福祉推進委員の関係は、これからの地域福祉の推進にとって非常に重要です。各地区の地域福祉行動計画の推進に対しても、それぞれの活動のあり方が大きく関わってくると考えます。

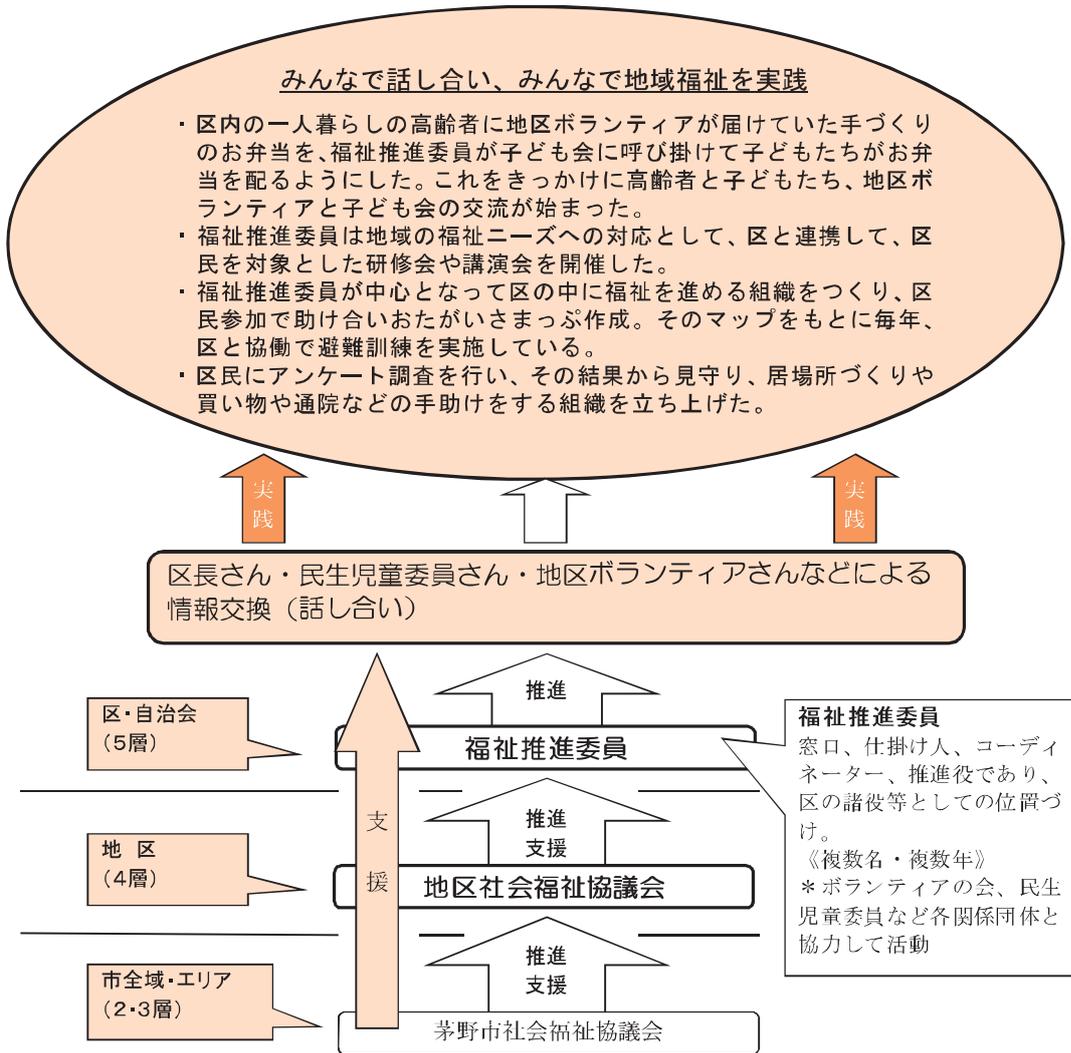
⑤ 市社協と福祉推進委員

市社協では、地域福祉活動を進めていく福祉推進委員の活動に、地域福祉活動推進係のコミュニティソーシャルワーカーが中心となって、地区（4層）や区・自治会（5層）で様々な形で支援をしていきます。

【市社協が福祉推進委員を支援していく事例】

- ・ 市全体での福祉推進委員研修会開催（年1回）
- ・ 会議や懇談会での情報提供や地区の取組事例の紹介
- ・ アンケート調査や研修会などの取組の支援
- ・ 支え合いマップづくりの取組の支援
- ・ 地域福祉行動計画を推進するための支援

- ◆ 一人ひとりのニーズに応え、みんなの生活課題を解決するために



(5) 市民活動の推進

福祉でまちづくりを進めていくためには、従来のような「何かをしてあげる」という視点からの福祉ではなく、福祉活動を通して地域を活性化していくという、より積極的な市民活動が必要です。そのためには、福祉サービスを利用しながらボランティア活動に参加したり、今よりもNPO活動を盛んにしたり、地域福祉系のコミュニティビジネスを立ち上げたり、情報化や国際化といった視点から地域福祉を推進するなど、より柔軟な広い発想が必要です。

今後も、市民生活・文化・産業と地域福祉を関連させながらより積極的に「福祉でまちづくり」を推進します。

■ワンポイント「社会福祉協議会」と「地域福祉活動計画」

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」）は、社会福祉法第109条により「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」や「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」等に取り組むことによって、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された公的な非営利団体です。

また、ほとんどの社協が、社会福祉法に規定する社会福祉事業にも取り組むため、社会福祉法第22条による「社会福祉法人」の資格を取得しており、「地域福祉の推進」と「社会福祉事業の実施」という2面性を併せ持つ団体です。

社協は、それぞれの都道府県、市区町村に暮らす地域住民のほか、民生児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

営利を目的としないことと、地域住民をはじめ、関係者・機関が構成員（理事・評議員等）として参加している点で、一般の企業などとは異なる性格を持っているといえます。また、社協の目的が「地域福祉の推進」であることが、社会福祉法に明確に定められていることから、社協には他の民間団体とは別に、法的な役割が課せられているということがわかります。高い公共性を有しながら、住民の立場に立った柔軟な活動が展開できる機関として、これからの社会福祉・地域福祉を担う民間組織として期待されています。なお、地域福祉を進めるための資金として、赤い羽根共同募金をはじめとした寄付金は大変貴重な財源になります。

市社協では、この役割を果たすために、『一人ひとりが生活のしづらさを抱えたとき、その困りごとをなるべく早く発見して、速やかに解決するための支援』と『茅野市に暮らす誰もが、若いも若きも、女性も男性も、障害のある人もない人も、日本国籍の人も外国籍の人も、一人暮らしの人も大家族の人も、それぞれがお互いの違いを認め合い、共に支えあうことができる地域づくりを進めるための活動』に取り組めます。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社協が策定する計画です。

市社協は、平成11年（1999年）に、福祉21ビーナスプランに先駆けて、「地域福祉活動計画（第1次プラン）」を策定しました。策定にあたっては、地区へ出向いて住民懇談会を重ね、住民の意見を反映し、福祉21茅野のメンバーを中心に検討されました。

「地域福祉活動計画」と「福祉21ビーナスプラン」は、お互いに基本理念を共有しており、行政と社協が両輪となって茅野市の地域福祉を推進していくことがうたわれています。2つの計画を一体化して策定することで、行政と社協は更にお互いの役割と協働を意識し、市民との二人三脚で地域福祉の推進にのぞむ姿勢を示しています。

4 茅野市社会福祉協議会の位置づけと役割

国では、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直し、社会福祉法の改正など、社会福祉施策全般にわたり地域福祉の推進を施行した改変が進められています。こうした動向からも、これからの社会は地域福祉の推進なくしては成り立たないと言っても過言ではないと考えられます。そして、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている社会福祉協議会の果たす役割はこれまでもまして重要になってきます。

市社協は、市政のスタートと同時に茅野市の社会福祉事業の実施と発展に貢献してきました。福祉21ビーンズプランを推進していくためには、サービスの提供だけでなく、地域づくり、人づくりの視点が必要であり、そして何よりも「住民参加・参画」を大切に、住民主体で推進されることが基本となります。このことは地域福祉推進の基本でもあり、こうした住民活動を支えていく支援基盤が「茅野市社会福祉協議会」です。

このことから、市社協の基本計画である「地域福祉活動計画」を第2次プランから包含し、「福祉でまちづくり」に向けて、保健福祉サービスセンター内の行政機能と社協機能が連携していくことはもとより、行政と市社協との連携・協働の関係をより一層深めていく必要があります。

(1) 「福祉でまちづくり」の推進への役割と取組

① 多様なネットワークによる地域生活支援

介護保険制度や障害者総合支援法などにより、制度的なサービスが充実する一方で、制度の枠では対応できないニーズを抱えた人が増えています。また、認知症などのために自らSOSを発信できない人や生活上の問題を抱え込み、地域から孤立している人も増加しています。こうした現状に対応するために、市社協では積極的に地域へ出向き、全ての事業・取組を通じて、制度的なサービスだけでは対応できない生活課題を抱えた人の存在とその問題をいち早く発見することに努めます。そして、必要なサービスを利用しやすくするための援助とともに、多様な手段で課題を抱えた人の見守りや生活支援に取り組みます。

支援にあたっては保健・医療・福祉の専門職が連携し、チームとして取り組むことが必要です。これに加えて生活支援のサービスを提供する事業者、地区社協や民生児童委員・福祉推進委員・地区ボランティアなど福祉に関わる住民組織、また、課題を抱えた人の友人や近隣住民、更に今後は、司法など新たな分野も含めた多様なネットワークづくりが重要になります。市社協では、これらが有効に機能するよう調整・援助し、ネットワークに関わる住民や組織の活動を支援します。また、こうした活動を通して、制度、非制度に関わらず新たなサービスや支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

② 住民の暮らしを支える福祉サービスの開発と実施

市社協では、市内で取り込まれる様々なボランティア活動の中から、住民の暮らしに欠かすことができないと考えられる活動を、行政にも働きかけながら福祉サービスとして発展させてきました。現在実施している配食サービスや移送サービス、チャララ・ほっとサービス、また、閉じこもり・介護予防のためのデイサービスなどがこれにあたります。既存の福祉サービスとボランティア活動では対応できないニーズに応えるために、今後も新しいサービスの開発・実施に取り組みます。具体的には、住民参加型の有償サービスであるチャララほっとサービスは、より複雑多様化するニーズに十分に答えられない現状があることから、新たな体制整備を図ります。

また、認知症などにより判断能力が不十分な人の支援として、これまで日常生活自立支援事業を行ってきましたが、これに加えて法人後見事業の実施、更に平成29年度(2017年度)には茅野市・富士見町・原村成年後見支援センターを開設しました。こうした住民の権利擁護に関する取組も、

市社協の重要な役割として今後も充実を図っていきます。

③ ボランティア・市民活動への支援を通じた人づくり、地域づくり

少子高齢化が進み、高齢者世帯が増加し、世帯ごとの問題解決力が低下するとともに、地域社会の人間関係は希薄になり、地域の支え合いの力が弱くなっています。

そうした中で「誰もが安心して心豊かに暮らせる茅野市」であるためには、身近な地域でお互いに支えあえる環境づくりがこれまでも増して大切です。それには、住民自らが制度的なサービスだけでは解決できない福祉課題・生活課題を抱えた人の問題に気づき、支援につなげていくことが必要です。市社協では、地区社協や地域のボランティア、福祉推進委員の方々の活動の支援を通じて、こうした福祉意識を育てる働きかけを行っています。また、現在各地域で取り組まれている様々な支え合い活動の様子を多くの地域住民が共有し、必要に応じて活動者同士がつながりを持てる環境づくりに取り組みます。

特に地域福祉分野のボランティア・市民活動のさらなる振興のため、全市的かつ多分野にわたるボランティア活動者やグループ、NPOなどのネットワークの充実を図り、お互いの情報交換や活動の協力ができる関係づくりを支援する市民活動センター「ゆいわーく茅野」との連携のもと、他分野の活動（者）との関係づくりを積極的に支援するとともに、茅野市全域（2層）の活動（者）と地区・区・自治会（4層・5層）の活動（者）が効果的につながれるような働きかけを行っています。

また、支え合いの基礎となる福祉意識を醸成するため、これまで小中学校を中心に取り組んできた福祉教室の取組を拡充し、保育園や学校、地域などで、生涯にわたって福祉に関わる学習・体験ができる場の創出に努めます。

④ 福祉でまちづくりの基盤づくり

市社協の運営には、社会福祉施設などの社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業関係者、民生児童委員やボランティア、障害者団体、家庭介護者など地域の福祉関係者、医師会などの医療関係者、学校や子育てに関わる教育関係者、商工会議所、行政など、幅広い団体、組織の方々が参加しています。これに加えて、地域の商店、タクシー事業者、郵便局や金融機関、弁護士などの司法関係者など多くの機関と関わりを持って社協事業を展開しています。こうした市社協に関わる多くの方々が、必要に応じて連携協働していくことで、身近な小地域から全市にわたる福祉でまちづくりの取組が可能となります。

市社協では地域福祉推進の中核団体として、多くの関係団体・組織の関係づくりやコーディネートの機能も果たしていきます。

（２）介護保険・障害者総合支援制度に基づく取組

① 介護サービス事業

市社協の介護サービス事業部門は、昭和39年（1964年）に市から委託された「老人家庭奉仕員派遣事業（昭和57年（1982年）からホームヘルプサービス事業）」が始まりです。

平成12年度（2000年度）の介護保険制度のスタートに向け、茅野市内における介護サービス量の需要と供給が不透明な状況において、介護サービス提供事業のノウハウを持つ市社協は、福祉21ビーンズプランに掲げる複合機能を持つ4つの保健福祉サービスセンターのうちの西部保健福祉サービスセンターでは訪問介護事業と通所介護事業を、東部保健福祉サービスセンターでは訪問介護事業の運営を託され、より一層の良質な介護サービスを提供する役割を担ってきました。

これらの事業を実施することは、単に介護サービス事業を提供することだけでなく、地域のニー

ズ把握のアンテナを張ることを意味しています。今後も「社会福祉法人」と「社会福祉協議会」という2面性を持つ団体として、各保健福祉サービスセンター等との密接な連携による多問題ケースや困難事例宅への訪問、緊急対応などにも積極的に協力します。また、介護サービス事業による収益は、制度の枠内では対応できないニーズに応えるためのサービスや仕組みづくりへも活用していきます。

特に、市社協では「地域生活支援」の視点から、専門職間のネットワークはもとより地区社協や民生児童委員、福祉推進委員、地区ボランティアなど、福祉に関わる関係住民や生活課題を抱えた人の近隣住民のネットワークづくりに取り組んでいますので、こうした支援のネットワークの中で、介護サービス事業部門も積極的に参加していくことが大切であると考えます。

② あすなろセンター及び障害児・者相談支援事業の運営

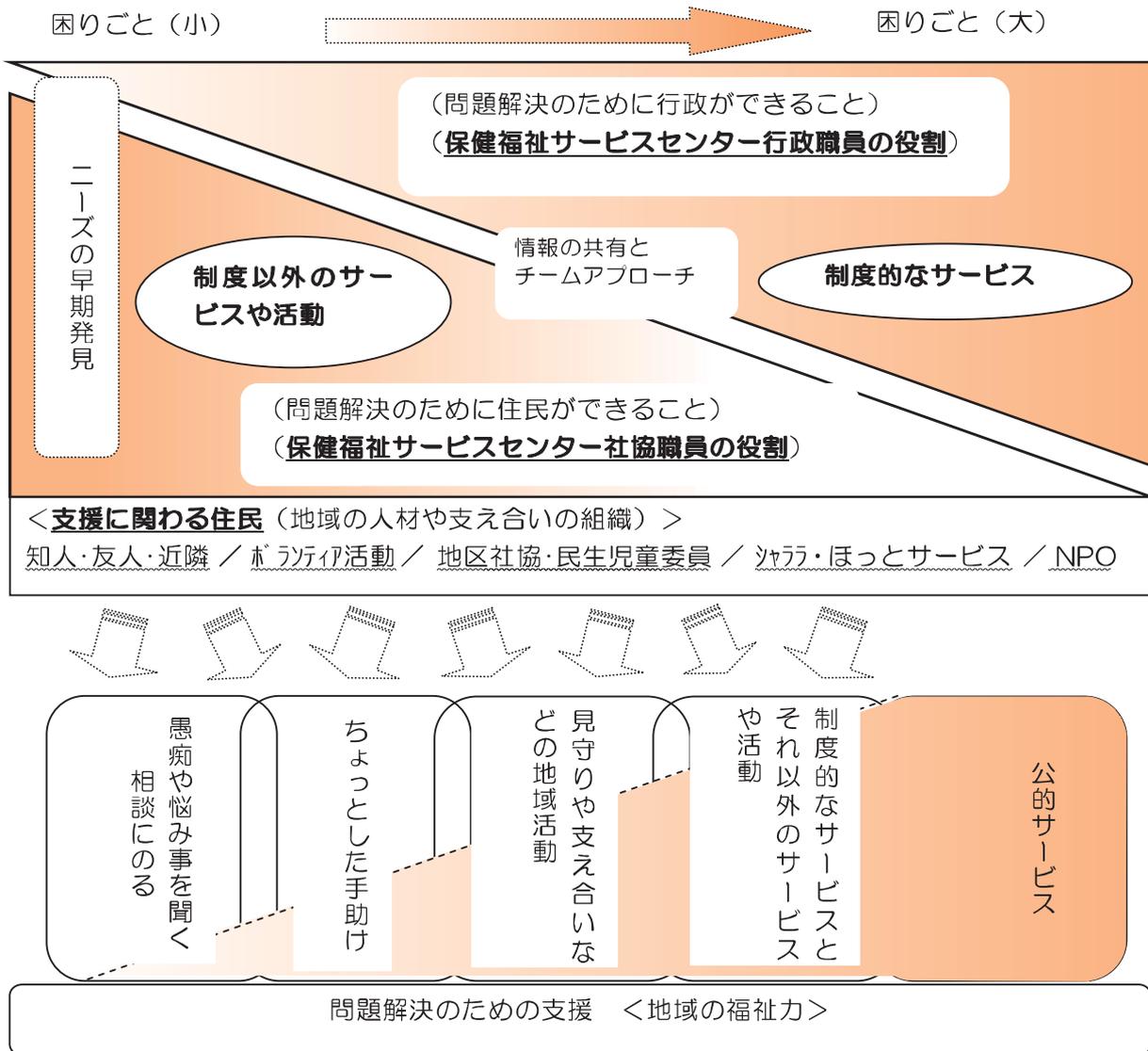
あすなろセンターは、昭和54年（1979年）に開所した「茅野市手をつなぐ親の会作業所」を、昭和59年（1984年）に茅野市の福祉作業所として新たに開所してきた経過があります。その後、平成2年（1990年）の移転・新築時に「あすなろセンター」と名称を改め、平成8年（1996年）から市社協が運営主体となり、現在に至っています。

平成24年（2012年）からは、福祉作業所から「就労継続支援B型」として事業を移行・運営し、障害者の方々に就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことで、障害者の支援を総合的に提供する施設として活動しています。

あすなろセンターは、単に障害者の居場所としての機能だけでなく、地域の人たちと交流し、地域に還元できるような活動も取り入れながら、地域の一員としての役割を果たせる事業所になることを目指します。そのために市社協は、長い実績とともに蓄積してきた住民のネットワークを最大限に活用し、様々な人が集える場であると同時に、相談活動の充実や地域の人材育成なども視野に入れた障害者支援の拠点となるよう事業を実施していきます。

また、平成26年（2014年）から障害児・者相談支援事業を運営し、各保健福祉サービスセンター等との連携と様々な社会資源の活用により、当事者の方々の生活のしづらさを軽減し、その人らしく生活できるよう支援しています。

◎ 困りごとを解決するための「住民」・「社協」・「行政」の役割と関係のイメージ



5 社会福祉法人など事業所との協働をすすめる

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生児童委員、市等がそれぞれに活動するだけでなく、人と人との支え合いによる地域コミュニティの充実を図るために参加・協働することが求められています。地域福祉の最も重要な身近な地区（4層）や区・自治会（5層）、更に常会（6層）、隣組（7層）で支え合いを進めるために地域のやる気、地域福祉を推進する市民力・地域力を高め、「日常生活支援ができる支え合いのコミュニティづくり」を進めることにあります。関係者が一緒になり、住民よる自発的な活動（インフォーマル）と民間事業者、社会福祉法人、事業所など公的なサービス（フォーマル）が協働して、個人や家族を支えるネットワークづくりが必要です。

また、市民活動センター「ゆいわーく茅野」から創出される新たな市民活動との協働も視野に入れていく必要があります。

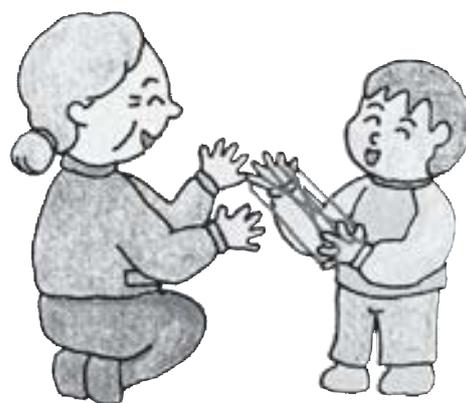
第3章 福祉21ビーンズプランの経過概要

平成7年 (1995)	10月	上旬	「市長と語る会」で福祉プロジェクトの設置を表明
平成8年 (1996)	3月	19日	「茅野市の21世紀の福祉を創る会」発足 (土橋善三代代表幹事ほか21人の委員で構成)
	5月		福祉啓発ビデオ制作開始(全3巻)
平成9年 (1997)	2月	18日	福祉21茅野「第1次中間集約」
		23日	「地域福祉活動計画策定委員会」発足(会議13回)
	4月	1日	大橋先生を行政アドバイザー(福祉分野)に委嘱
	8月	4日	～20日 地域福祉活動計画策定のための地域福祉懇談会
		26日	「障害者計画策定委員会」発足
	10月	13日	第1回やらざあ100人衆のつどい
平成10年 (1998)	5月	30日	第2回拡大事務局会議において「仮称：福祉21ビーンズプラン素々案」作成
		～31日	
	6月	26日	福祉21茅野中間報告会(やらざあ100人衆を含む)
	8月	24日	～9月8日 地域福祉活動計画策定のための地域福祉懇談会
	10月	6日	第2回やらざあ100人衆のつどい
平成11年 (1999)	11月	9日	「介護保険事業計画策定委員会」発足(会議7回)
	2月	7日	「地域福祉計画策定委員会」発足(会議9回)
		25日	市長に障害者福祉計画(案)を報告
	5月	2日	第3回やらざあ100人衆のつどい
18日		茅野市社会福祉協議会会長(市長)に地域福祉活動計画(案)を報告	
平成12年 (2000) 第1次プラン スタート	1月	6日	市長に福祉21ビーンズプラン(案)を報告
	3月	9日	地域福祉審議会において、「福祉21ビーンズプラン」、「障害者福祉計画」、「第2次老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を諮問、原案どおり答申
		30日	
	4月	1日	部内機構改革(5か所の保健福祉サービスセンターを開設) ※地域福祉元年
	8月	29日	子ども・家庭支援市民ワーキング発足
平成13年 (2001)	1月		子ども生活実態アンケート調査
	3月		茅野市まちづくり市民アンケート
		10日	第1回子どもフォーラム
		14日	第11回市民ワーキング・市長に検討結果を報告
		22日	「子ども・家庭支援計画策定委員会」発足
	6月		茅野市の21世紀の福祉を創る会 専門部会の再編検討
	8月	6日	子ども・家庭支援計画策定委員会から市長に第1次提言書(緊急提言)を提出
	9月	15日	第1回「こども建設委員会」
11月	22日	福祉21茅野「福祉バス名称検討委員会」を設置	
平成14年 (2002)	1月	1日	諏訪中央病院管理者鎌田實先生を茅野市保健医療福祉顧問に委嘱

		15日	ベルビア3F「0123広場」オープン
	2月	7日	「福祉バス名称検討委員会」で名称を「ビーナちゃん」に決定
		18日	国保ヘルスアップモデル事業（H14～16）
	4月	3日	保健福祉サービスセンター長会議・保健福祉サービスセンター実務責任者会議がスタート
		8日	福祉バス「ビーナちゃん」が専用車3台で全市全面運行開始
		27日	ベルビア2F「CHUKOらんどチノチノ」オープン
	6月	25日	「こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」が地域福祉審議会、教育委員会において答申・決定
		27日	
	7月	18日	「どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）推進ネットワーク委員会」発足
	10月		茅野市高齢者等実態アンケート調査
	11月	5日	福祉21茅野の専門部会として「仮称：地域福祉条例策定検討委員会」を設置
	12月	1日	宮川中河原地積に「宅老所なごみの家（NPO法人みちくさ）」が開設
平成15年 (2003)	1月	19日	やらざあ100人衆のつどい
	2月	10日	「福祉21ビーナスプランの挑戦（パートナーシップのまちづくりと茅野市地域福祉計画）」を（株）中央法規出版より出版
	2月	14日	「健康づくり計画策定委員会」発足
	3月	17日	「第3期老人保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	4月	11日	福祉21茅野が長野県知事表彰（福祉のまちづくり賞）受賞
	5月	27日	長野県主催による「地域福祉計画研修会」茅野市で開催
	7月	14日	「パートナーシップのまちづくり基本条例策定委員会」発足
	8月	1日	「茅野市福祉サービス調査委員会条例」公布・施行
		22日	「茅野市福祉サービス調査委員会」設置
	9月	10日	福祉バス「ビーナちゃん」市民・利用者懇談会
	10月		地域における包括的な保険・医療に関するモデル事業（「ビーナちゃんの家医制度推進事業」）（H15～17）
	12月	25日	「パートナーシップのまちづくり基本条例」公布・施行
平成16年 (2004)	3月	30日	「茅野市地域福祉推進条例」公布4月1日施行
	8月	17日	福祉21茅野「小地域福祉活動推進委員会」を設置
	9月	24日	「からだ・こころ・すこやかプラン」が地域福祉審議会において答申・決定
	11月		介護予防市町村モデル事業（低栄養予防・閉じこもり予防）
平成17年 (2005)	4月	1日	「パートナーシップのまちづくりの第2ステージ」へ ・10地区の出張所が「地区コミュニティセンター」に ・市社協の組織改正により、4つの保健福祉サービスセンターに地域生活支援係員を2名ずつ配置
	6月	7日	福祉21茅野の専門部会として「福祉21ビーナスプラン後期5か年計画策定委員会」を設置
	10月	5日	茅野市が第57回「保健文化賞」を受賞
		21日	「認知症サポーター100万人キャラバン・メイト研修」開催

		30日	かかりつけ医推進事業全国フォーラム
	11月	25日	「小地域福祉活動推進委員会」が市長へ提言
平成18年 (2006)	3月	27日	「福祉21ビーンズプラン後期5か年計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	4月	1日	行財政改革により健康福祉部が新体制になる 地域包括支援センターが4保健福祉サービスセンターに開設
	6月	1日	「障害者計画策定委員会」発足
		10日	日本地域福祉学会第20回大会で、「第3回地域福祉優秀実践賞」を受賞
平成19年 (2007)	3月		「茅野市障害者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
平成20年 (2008)	4月	28日	第4次茅野市総合計画「茅野市民プラン」策定開始 ・8つの分野別政策会議において検討
	9月	29日	「茅野市民プラン」市長決裁により決定 茅野市の21世紀の福祉を創る会専門部会の再編について検討開始
平成21年 (2009)	3月	30日	「第4期茅野市高齢者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	5月	9日	地域福祉行動計画を策定するための事前懇談会
		16日	新正副代表幹事及び福祉21茅野の新体制について円卓会議で承認 ・やらざあ100人衆のつどい開催（小口晋平新代表幹事） ・専門部会が新体制により発足（10部会）
		25日	第1回第2次茅野市こども・家庭応援計画策定委員会
	6月	5日	第1回食育推進計画策定委員会 食に関する市民アンケート実施
平成22年 (2010)	1月	8日	「第2次福祉21ビーンズプラン」「地域福祉行動計画」の策定について、福祉21茅野円卓会議と各地区の地域福祉行動計画策定委員が意見交換会を実施（第1回）
	3月	16日	福祉21茅野円卓会議と地区との意見交換会（第2回）
	8月	6日	「茅野市食育推進計画」が地域福祉審議会において答申・決定
		20日	福祉21茅野円卓会議と地区との意見交換会（第3回）
	9月	14日	「第2次茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」が地域福祉審議会において答申・決定
平成23年 (2011)	1月	20日	福祉21ビーンズプランパブリックコメント実施（～2月21日）
		21日	福祉21茅野円卓会議と地区との意見交換会（第4回）
第2次プラン スタート	2月	22日	地域福祉審議会において福祉21ビーンズプラン（素案）を具申
	4月	4日	福祉21茅野円卓会議と地区との意見交換会（第5回）
		7日	「福祉21ビーンズプラン」が地域福祉審議会において答申・決定
平成24年 (2012)	2月	11日	やらざあ100人衆の集い（第2次福祉21ビーンズプラン）
	3月	26日	「第5期高齢者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
平成25年 (2013)	1月	30日	第1回保健福祉サービスセンター運営協議会
	3月		「第2次障害者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定

平成 26 年 (2014)	4 月		発達支援センターを設置
平成 27 年 (2015)	7 月	29 日	「第 2 次地域福祉行動計画」の推進に向けた講演会と完成報告会
	11 月	14 日	諏訪地域における認知症への取組の講演会
平成 28 年 (2016)	4 月		茅野市の 21 世紀の福祉を創る会専門部会の再編について検討開始
	10 月	12 日	福祉 21 茅野の円卓会議を「第 3 次福祉 21 ビーナズプラン策定委員会」として設置
	11 月		市民活動センター「ゆいわーく茅野」オープン
	2 月		地域の相談・支援体制に関するアンケートの実施 地域福祉に関する住民活動調査の実施
平成 29 年 (2017)			発達障害の理解と支援の講演会（7 月、8 月、9 月）
平成 30 年 (2018) 第 3 次プラン スタート	2 月	14 日	「第 3 次福祉 21 ビーナズプラン」、「第 3 次障害者保健福祉計画」 「第 6 期高齢者保健福祉計画」「第 2 次茅野市食育推進計画」が地域 福祉審議会において答申・決定



第4章 第2次福祉21ビーンズプランの検証

1 基本理念に照らした項目ごとの検証

本章では、第2次福祉21ビーンズプランの基本理念を踏まえた施策の取組状況を多面的に検証し、8か年の成果とともに一層の充実を図るための今後の課題について、4つの基本理念に照らして9つの項目に整理しました。

基本理念1 一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

(1) 「共に生きる」まちづくりに向けた住民参加の進展と、外国籍市民等への支援の必要性

実践過程における様々な取組を通じて、市民参画のまちづくりが定着しつつあります。また、市と市民が一緒に取り組む活動も少しずつ進み、「共に生きるまちづくり」が進展してきました。特に地区（4層）や区・自治会（5層）を軸にしたまちづくりを進めるために「地域福祉行動計画」を策定し進めてきました。実践にあたっては、地域の実情や課題について区の役員、民生児童委員、保健補導員、福祉推進委員、ボランティア等が話し合い連携することで、自分の区・自治会での実践に対して積極的に関わるだけでなく、地区を通じて他の区・自治会ともつながり、地域福祉を推進する市民力・地域力が高まってきていると考えます。また、現在は2次プランを策定し進めていますが、市民参加は地域によりばらつきがあり、一部にとどまっています。

また、障害のある方々への関心や障害への理解などについては、なお一層の取組が必要です。とくに精神障害や発達障害、あるいは認知症といった外見的にわかりにくい障害については、まだ誤解や偏見が残っています。障害の有無や種別に関係なく、様々な人が共に地域で暮らしていくためには、住民が学習を通して正しく理解していただけるよう、今まで以上に学校や公民館などでの生涯にわたる福祉教育の推進を図り、福祉意識の醸成に取り組んでいくことが求められます。

更に外国籍市民等への生活支援については、市と関係機関の連携や、NPO法人等の活動により、必要な情報の提供や生活支援が行われています。今後も、さらなる支援や、外国籍市民等が地域で生活していくための「共に暮らせる」まちづくりへ向けて、地域がどのような関わりをしていけるのかなどを課題として、市、関係機関、活動団体や地域の方々と意見交換をしながら、引き続き考えていく必要があります。

基本理念2 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

(2) 保健福祉サービスセンターを中心とする総合的な保健福祉サービス提供システムの構築によるケアマネジメントの推進の必要性

4つの保健福祉サービス地域（エリア）を設定し、それぞれのエリアに保健福祉サービスセンターを設置し、より身近な場所で保健福祉サービスを提供するシステムを構築しました。その成果として、保健福祉サービスを必要とする方々が、気軽に身近な場所で相談することができるようになったことをはじめとして、ニーズに即した適切なケアマネジメントが実現でき、サービス利用の利便性や迅速性、継続性などが向上してきたといえます。このことを基本として、更に介護予防や孤立を防ぎ社会関係や社会参加を豊かにしていく支援（福祉的予防）が必要です。

保健福祉サービスセンターについては、業務分析や本来業務は何かの検討を行い、機能評価を行いながら地域の人たちに対する保健福祉サービスセンターの考えを整理する必要があります。この

ような整理を行う中で、個別支援を行う保健福祉サービスセンター、地域支援・まちづくりを進める地区コミュニティセンター、生活支援の社会福祉協議会、民間事業者などとの連携も課題になっています。

（３）一人ひとりのニーズに即した自助・共助・公助の有機的な結びつきの必要性

保健福祉サービスセンターには、市職員（ソーシャルワーカー、保健師）だけでなく、市社協の職員（コミュニティソーシャルワーカー）、医療職や介護福祉職など地域での自立生活支援に必要な職種が常駐し、多職種チームによる総合的な相談支援体制を確立しました。

また、地域では福祉推進委員や民生児童委員、地区社協など豊富な福祉人材による支え合い活動も活性化してきており、個別支援計画（ケアプラン）に基づいたサービス提供と事業者間や地域との連携が深まり、一人ひとりのニーズに適切に応えることが可能になってきています。

認知症への対応、発達障害や医療ケアの必要な子どもたちの増加、生活に困窮している人たちへの早期発見や総合的な支援といった課題が顕在化しています。茅野市内でも「生活のしづらさ」が深刻さを増す中、福祉ニーズを抱えた一人ひとりを支える「個の支援」と、より身近な地域での主体的な福祉活動を支える地域をつくることが求められています。

住み慣れた地域で暮らすことには大きな意味があります。友人との交流や趣味活動、周辺の散歩や買い物などの外出は「なじみ」の関係が存在し、お互いの顔が見える慣れ親しんだ地域に住み続けることにより確保されます。

このような住み慣れた地域での生活を送るためには、フォーマルサービスだけでは限界があります。地域住民が主体となった活動（インフォーマルサービス）が必要となります。このインフォーマルサービスは、フォーマルサービスの隙間を埋めることにつながり、日頃から、そのような状況にある人がいることを地域の人々が理解し見守ることは、その人と家族が孤立することを避けることにもなります。

そのために、研修や学びあう機会を増やし、地域の皆さんによる支え合い、地域のやる気、地域福祉を推進する市民力・地域力を高め、「日常生活支援ができる支え合いのコミュニティづくり」を進めることにあります。そこでは、関係者が一緒になって個別ケースについて考える場をつくり、市や市社協、事業者など公的なサービス（フォーマル）と住民による自発的な活動（インフォーマル）が協働して、個人や家族を支えるネットワークづくりが必要です。

（４）分野別施策の充実の必要性

福祉21ビーンズプランにより茅野市の地域福祉の基本理念が明確になり、その理念のもとで策定された保健福祉分野の諸計画や地域福祉分野の施策を計画の一部に体系化している他分野の諸計画との整合性を保ちながら、それぞれの分野で各施策が体系的に推進され、充実しつつあります。

今後は、高齢化の進展に伴う認知症高齢者に関する支援体制の充実、住民参加による地域ごとの健康づくりに向けた取組の推進、子育て家庭が抱える問題を迅速につなげ解決に導く総合相談窓口の充実と福祉・教育のネットワーク強化に取り組んでいく必要があります。どんぐりプランは妊娠から18歳、福祉21ビーンズプランは生涯を通じた支援として、二本立てできていましたが、実際には18歳から20歳までの障害児の支援についてこども部から健康福祉部への引継ぎが課題となっており、子どもから大人へと切れ目のない支援について検討する必要があります。

基本理念3 ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

(5) 子どもたちを中心とするふれあい、学びあいの進展の重要性

市内の各学校では、福祉教育を通じて地域の人と交流する活動が盛んに行われるようになってきました。子どもを中心とするふれあい、学びあい、支え合いが進展してきています。市社協を中心とした、子どもに対する福祉教育は実績を重ねてきており、施設においても児童の訪問来所を通じてふれあう機会をつくる活動などが増加しています。このように、子どもたちの中に福祉という言葉は具体的に浸透しつつあります。今後も、次世代を担う子どもの健全育成や福祉のこころの育成に向けて継続して取り組んでいく必要があります。

また、学校と市社協が連携し、地域を巻き込み、日ごろから地域福祉を学ぶ機会を増やすことで、豊かな福祉観を身につけ共に生きる力を育むことにつながります。地域や学校の福祉教育の取組について情報共有と課題の整理を行い検討していくことが必要です。

基本理念4 すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

(6) 保健・医療・福祉及び生涯学習との連携・一体化の進展の必要性

保健福祉サービスセンターができたことで、市内の民間事業者を含むチームによるケアマネジメントの実践を積み重ね、保健・医療・福祉の連携や一体化は進展してきました。とりわけ、医療を含めたチームアプローチが実践の標準となり、それぞれのスタッフが対等な関係で発言し協議できる状態が構築できたことは、望ましいチームアプローチを実現しています。

このように保健・医療・福祉の連携が進展している一方で生涯学習との連携は比較的進んでいません。

今後は、生涯学習との連携の強化に向けて、庁内に生涯学習と各部署をつないでいく推進体制づくりなどの取組が求められています。

また地域福祉は、社会福祉の制度だけではなく、地域づくり、まちづくりへとネットワークが広がっています。福祉21ビーンズプランは、保健・医療・福祉・生涯学習の連携を中心に進めてきましたが、今後は保育、教育、司法（成年後見制度など）、労働（就労支援）、空き家対策や住宅、交通、農業、観光などの産業、お寺や教会とも連携を意識していく必要があります。

■ワンポイント「チームアプローチ」

医師や看護師などの医療専門職や、介護福祉士、ソーシャルワーカー（社会福祉士）などの福祉専門職など当事者（患者）を取りまく全てのスタッフがチームを作り、ケアマネジメントを行う方法です。

更に地域の「民生児童委員」や近隣の地域住民などの準ボランティア的な方々が加わることもあります。

4つの基本理念に共通する事項

(7) 保健福祉の情報化の必要性

保健福祉サービスの充実や地域福祉活動を通じたまちづくり活動などの充実・向上に向けては、各種の保健福祉情報が体系的総合的に収集・把握し、必要とする人が、必要とする情報を、必要なときに入手できる体制づくりや機能の強化が今後の課題となります。一人の人を生涯にわたり継続的・一貫的な支援をしていくためには、各機関が管理している個人情報をも有効かつ効率的に集積し、プライバシーへの配慮をしながら必要な機関につなげていくことも必要です。また、「どんぐり手帳」などの活用により相談窓口が変わっても情報がつながる継続的な支援ができるとともに、今後予測される情報管理への対応やシステム構築の検討も必要です。

更にインターネットの普及によるSNSの活用など新しいコミュニケーションツールを使ったネットワークや、関心事や趣味などでつながる新しいつながりづくりなどを豊かにしていくことが大切です。

(8) 各種調査・研究に基づく科学的・実証的な施策の推進（合理的根拠に基づく施策の改善・向上の追求の必要性）

平成12年（2000年）から平成28年（2016年）までの17年間に、茅野市や市社協等では、各種調査及び研究を実施してきました。こうした調査研究を通じて、保健福祉施策や取組の前提となる市民の福祉意識や各種の実態について、科学的・実証的な把握に努め、多角的に分析を行い、そうした検討成果を各種施策に反映させてきました。そのような点で、合理的根拠に基づく施策の改善・実施という質的な向上が図られているといえます。今後もこうした科学的な施策の推進を図るとともに、その方法についても、アンケート調査などの統計的手法だけでなく、個別の当事者ヒアリングなどの質的な調査や住民懇談会・事例検討会による福祉の推進主体形成につながるような手法の導入が必要となります。

(9) パートナーシップのまちづくり基本条例と地域福祉推進条例

福祉21ビーンズプランや各分野別計画を着実・具体的に進めていくために、その担保となる条例制定が、第1次プランに提言されていました。

茅野市は、「パートナーシップのまちづくり」を総括し、今後のまちづくりを約束するものとして「茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例」を平成15年（2003年）12月に制定しました。

この条例制定に続いて、地域福祉の推進に関する基本的な事項や保健・医療・福祉の連携一体化を盛り込んだ「茅野市地域福祉推進条例」を平成16年（2004年）3月に制定しました。

いずれの条例も、茅野市のまちづくりを实践してきた多くの市民によって検討され、特に「茅野市地域福祉推進条例」では、市民との協働により高齢者、障害者、こども・家庭等の保健福祉サービスの充実に努めることや、保健福祉サービスの提供体制の確立、福祉意識の醸成、「地域福祉審議会」や「福祉サービス調査委員会」の設置について規定しています。

■ワンポイント「生涯にわたって」

障害児の保護者からは、子どもの成長に合わせて、その都度相談の窓口が変わり、また担当者が変わることに対して、大きな不安と負担感をもっていることが訴えられました。

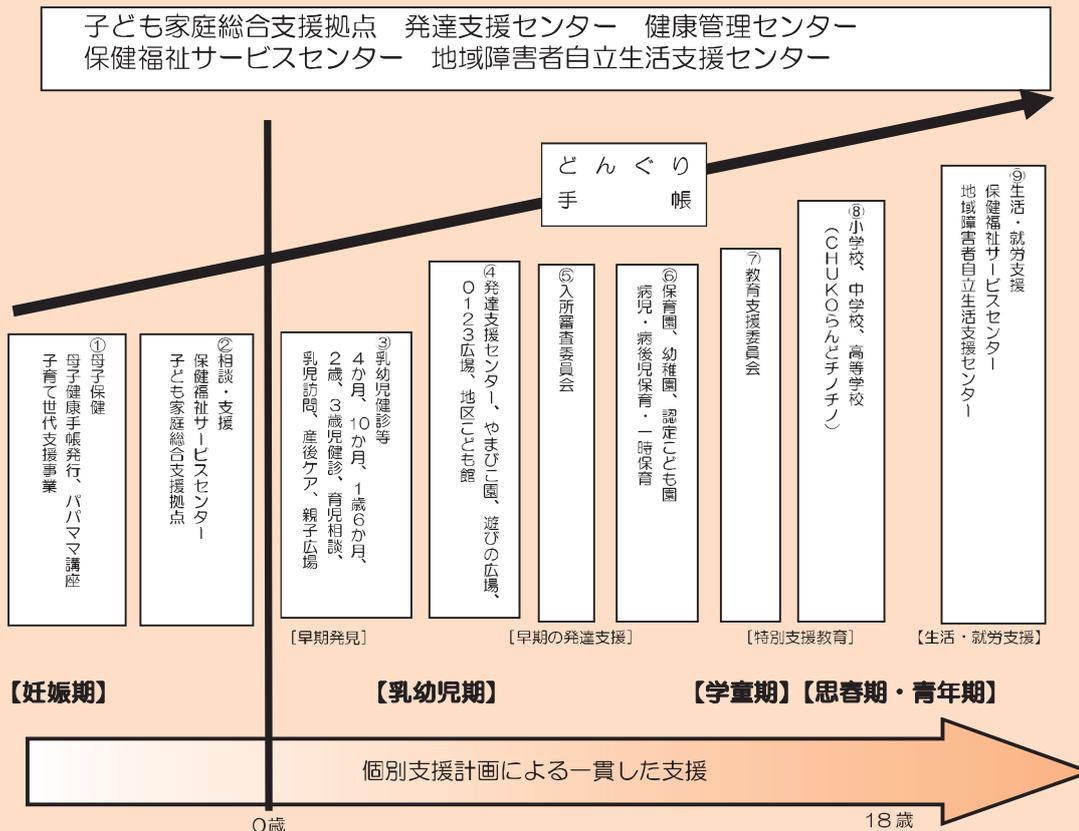
母子健診の段階から療育、保育、教育、福祉へと本当はたくさんの窓口と担当者に関わることになります。そしてその都度、一から全て説明を求められ、その上担当者は今の目の相談には応じてもらえても、少し長い将来のことになるとなかなか話を聞いてもらえないこともありました。

「子どもは日々変化していきますが、その成長を保護者と一緒になって見守ってもらえる、また、いつも相談ができる仕組みがあったら安心です」という声に少しでも応えていきたいと考えています。

「こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」では、支援を必要としたときに子どもと家庭で有効的に活用できる方法の検討を進め、継続的な支援の充実を目指しています。

平成30年度（2018年度）から子ども家庭総合支援拠点をこども課に設置し、子育て世代支援事業を健康づくり推進課及び保健福祉サービスセンターが行い、妊娠期からの相談支援体制の更なる充実に努めていきます。

【どんぐり手帳】イメージ図



2 茅野市の保健福祉の動向

項 目	平成 12 年	平成 21 年	平成 28 年	備 考
①人口（住民基本台帳）	54,527 人	57,104 人	55,907 人	各年 4.1 現在
保健福祉サービスセンターエリア別人口				
東部保健福祉サービスセンターエリア	16,549 人	18,561 人	18,486 人	
西部保健福祉サービスセンターエリア	14,550 人	14,586 人	14,451 人	
中部保健福祉サービスセンターエリア	16,719 人	17,021 人	16,422 人	
北部保健福祉サービスセンターエリア	6,709 人	6,863 人	6,548 人	
世帯数	19,448 世帯	22,556 世帯	22,514 世帯	
世帯あたり人員数	2.8 人	2.5 人	2.5 人	
65 歳以上人口（老年人口）	9,972 人	13,610 人	16,032 人	
高齢化率	18.2%	23.8%	28.7%	
0 歳～14 歳人口（年少人口）	8,731 人	8,392 人	7,715 人	
少子化率	15.3%	14.7%	13.8%	
転入	3,587 人	2,360 人	2,011 人	
転出	3,067 人	2,501 人	1,921 人	
出生	575 人	527 人	422 人	
死亡	429 人	462 人	576 人	
一人暮らし高齢者（65 歳以上）	696 人	991 人	3,460 人	H23 から住基データ
②保健福祉行政歳出決算額計	13,668,444 千円	11,764,005 千円	15,152,359 千円	
一般会計民生費	4,052,423 千円	5,405,172 千円	7,121,275 千円	
一般会計衛生費	729,784 千円	674,014 千円	679,733 千円	
国民健康保険特別会計	2,903,053 千円	4,647,191 千円	679,733 千円	
老人医療特別会計	3,746,284 千円	23,347 千円	—	H19.3.31 まで
後期高齢者医療特別会計	—	452,433 千円	631,088 千円	H20.4.1 から
寿和寮特別会計	174,916 千円	—	—	H20.4 から指定管理者
ふれあいの里特別会計	414,899 千円	397,524 千円	—	
介護保険特別会計	1,647,085 千円	—	—	H15.4 から広域連合
国民健康保険診療所特別会計	—	164,324 千円	193,172 千円	H13.4.1 から
③保健福祉部の組織	8 課 11 係 74 人	8 課 13 係 93 人	6 課 12 係 66 人	外部施設は除く
④保健福祉に関する計画	7	7	8	
地域福祉計画	○	○	○	
高齢者保健福祉計画	○	○	○	
障害者保健福祉計画	○	○	○	
介護保険事業計画	○	○	○	
こども・家庭応援計画	×	○	○	H22 第 2 次プラン策定
母子保健計画	○	×	×	
健康増進栄養改善計画	○	×	×	
健康づくり計画	×	○	○	
食育推進計画	×	×	○	H22 策定

項目	平成12年	平成21年	平成28年	備考
地域福祉活動計画	○	○	○	
⑤市内公共施設状況				
保健福祉サービスセンター	5か所	4か所	4か所	茅野市直営
地域包括支援センター (H17まで在宅介護支援センター)	4か所	4か所	4か所	茅野市直営
国保直診診療所	—	2か所	3か所	
健康管理センター	1施設	1施設	1施設	茅野市直営
高齢者福祉センター塩壺の湯	1施設	1施設	1施設	指定管理者制度
茅野市温泉施設	5施設	6施設	6施設	指定管理者制度
養護老人ホーム 寿和寮	1施設 70人	1施設 70人	1施設 70人	指定管理者制度
救護施設 八ヶ岳寮	1施設 124人	1施設 124人	1施設 134人	諏訪広域連合
諏訪中央病院組合	1か所	1か所	1か所	
介護保険法及び老人福祉法に基づく施設				
特別養護老人ホーム	1施設 74人	3施設 216人	4施設 245人	
介護老人保健施設	2施設 100人	2施設 150人	2施設 150人	
介護療養型医療施設	2施設 38人	2施設 38人	1施設 6人	
デイサービスセンター	2施設 33人	13施設 213人	19施設	
デイケアセンター	3施設 104人	3施設 104人	3施設	
ショートステイ（介護・医療）	3施設 77人	8施設 144人	7施設	
訪問看護ステーション	4施設	3施設	4施設	
訪問介護ステーション	3施設	11施設	16施設	
認知症グループホーム	—	3施設 45人	6施設 81人	
有料老人ホーム	—	5施設 256室	9施設 337人	
障害者総合支援法に基づく施設				
グループホーム・ケアホーム	—	3施設 15人	5施設 27人	
ショートステイ	—	2施設 10人	1施設 10人	
生活介護	—	1施設 15人	3施設 125人	
就労移行支援	—	—	—	
地域活動支援センター	—	2施設 45人	2施設 35人	
旧法による入所・通所施設	—	2施設 95人	—	
心身障害児母子通園訓練所 やまびこ園	1施設	1施設 58人	1施設	茅野市直営
保育所	17園 1,523人	18園 1,725人	18園 1,685人	3園は民間
幼稚園	1園 174人	1園 155人	1園 84人	
小学校	9校 3,266人	9校 3,423人	9校 3,069人	
中学校	4校 1,826人	4校 1,603人	4校 1,619人	
高校	2校 1,665人	2校 1,136人	2校 1,176人	
福祉バス	1台 4路線	3台 13路線	—	
学童クラブ	4か所 125人	10か所 445人	9か所 441人	
養護学童クラブ	—	1か所	1か所	
こども館	—	1か所	1か所	

項目	平成12年	平成21年	平成28年	備考
地区こども館	—	10か所	10か所	
⑥国民健康保険加入者世帯数	8,247世帯	8,363世帯	8,282世帯	
国民健康保険加入率	41.9%	37.1%	35.9%	
⑦福祉医療：給付（各月合計）				
低所得世帯老人受給件数	13,566件	33,746件	60,340件	
乳幼児受給件数	15,654件	55,737件	75,945件	
重度心身障害者受給件数	11,052件	30,434件	42,340件	
母子・父子等受給件数	3,853件	11,874件	13,347件	
⑧生活保護受給世帯数（各月合計）	778世帯	1,485世帯	1,800世帯	
生活保護費	120,775千円	252,820千円	299,472千円	
⑨障害者手帳所持者	1,735人	2,464人	2,810人	
身体障害者手帳所持者	1,495人	1,881人	2,019人	
療育手帳所持者	240人	272人	391人	
精神保健福祉手帳所持者	—	311人	400人	
⑩ボランティア団体数	92団体	132団体	128団体	
ボランティア人数	4,714人	4,644人	4,043人	
いきいきサロン実施か所数	59か所80回	82か所443回	63か所198回	
公民館分館数	84	80	80	
高齢者クラブ連合会加入数	70単位クラブ	50単位クラブ	—	H26.3.31解散
高齢者クラブ連合会加入数	8,842人	7,479人	—	
⑪市議会議員の数	23人	18人	18人	
男	20人	19人	16人	
女	3人	4人	2人	
⑫民生児童委員の数	113人	121人	126人	
男	60人	70人	72人	
女	53人	51人	54人	
⑬医療機関の数				
病院	1	1	1	
診療所	37	37	40	
歯科診療所	18	22	20	
⑭就業率	66.5%	—	—	国税調査による数字
⑮茅野市内住宅建築申請件数	272件	183件	181件	
⑯介護保険				
保険給付費	1,673,838千円	3,069,548千円	4,198,363千円	
認定者数	1,036人	1,918人	2,640人	
要支援（改正前）	118人	—	—	
要支援1	—	151人	231人	
要支援2	—	238人	313人	
要介護1	309人	379人	634人	
要介護2	165人	379人	499人	

項目	平成12年	平成21年	平成28年	備考
要介護3	138人	282人	383人	
要介護4	158人	273人	291人	
要介護5	148人	216人	289人	
⑰高齢者大学				
本学	14日 179名	14日 185名	14日 161人	
地区学部(泉野、金沢、湖東、北山)	4学部 138名	4学部 133名	3学部 90名	
⑱出生率 ※1				
茅野市	10.2‰	9.22‰	7.6‰	
長野県	9.7‰	8.1‰	7.4‰	
国	9.5‰	8.5‰	7.8‰	
⑲合計特殊出生率 ※2				
長野県	1.59人	1.43人	1.59人	
国	1.36人	1.37人	1.44人	
⑳外国人登録				
	1,134人	936人	751人	
㉑一人当たり国保医療費の推移				
茅野市	290,663円	244,522円	338,048円	
長野県	318,655円	269,902円	344,636円	
全国	340,982円		348,175円	

※1 その年次の1,000人中に生まれた子どもの数

※2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数

推計による人口と高齢化率(平成28年(2016年)以降)

項目		2016年(実績)	2022年(推計)	2027年(推計)	備考	
人口		55,907人	54,682人	53,269人		
老年人口		16,032人	17,273人	17,715人		
高齢化率		28.7%	31.6%	33.3%		
保健福祉サービスセンターエリア	東部	人口	18,486人	18,303人	17,920人	
		老年人口	4,995人	5,505人	5,739人	
		高齢化率	27.0%	30.1%	32.0%	
	西部	人口	14,451人	13,999人	13,616人	
		老年人口	4,244人	4,467人	4,493人	
		高齢化率	29.4%	31.9%	33.0%	
	中部	人口	16,422人	16,283人	15,884人	
		老年人口	4,546人	4,973人	5,154人	
		高齢化率	27.7%	30.5%	32.4%	
	北部	人口	6,548人	6,097人	5,849人	
		老年人口	2,247人	2,328人	2,329人	
		高齢化率	34.3%	38.2%	39.8%	

3 各分野別計画の重要事項

福祉21 ビーナプランと整合した各分野別計画は、それぞれの計画期間を経た検証に基づいて課題整理をしながら順次見直し、変化していく社会情勢や国の制度に合わせ、市民と協働しながら計画を策定してきました。

以下の各分野別計画では、計画期間を見据えた重要課題や施策を掲げています。福祉21 ビーナプランでは、これらの分野別の課題を包括的に整理し、施策展開へとつなげていきます。

(1) 第6期茅野市高齢者保健福祉計画

第6期茅野市高齢者保健福祉計画は、計画の目指すテーマとテーマを支える3つの柱を設定し、高齢者の生活実態を踏まえ、高齢者の地域での自立した生活、介護予防、生きがい支援及び社会参加の支援などの主要課題に対する5つの基本目標を定め、高齢者福祉に係る地域福祉の具現化に向けて諸施策の推進を図ります。

① 第6期計画のテーマ

「住み慣れた地域でその人らしい生活を送るための地域包括ケアシステムの確立」

② 第6期計画のテーマを支える3つの柱

- (ア) だれもがいつまでも、健康で活発な生活を送ることができるための支えあい
- (イ) だれもが地域で孤立することなく互いに支えあえる地域づくり
- (ウ) 公的なサービスや資源の有効な活用

③ 第6期計画の基本目標

- (ア) 生活基盤・セーフティネットの整備による在宅福祉の推進
- (イ) 健康増進による介護予防の推進
- (ウ) 高齢者の社会参加と福祉的予防の推進
- (エ) 利用者本位の福祉サービスの取組と支援
- (オ) 権利擁護の取組と支援

(2) 第3次茅野市障害者保健福祉計画

茅野市では「第1次茅野市障害者保健福祉計画」「第2次茅野市障害者保健福祉計画」をもとに実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、生活上何らかの障害のある市民の皆さんの様々なニーズに適切に対応するため、平成30年度(2018年度)からの新たな計画となる「第3次茅野市障害者保健福祉計画」を策定し、障害のある方がその人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりを目指します。

① 計画の理念

本計画は上位計画である「福祉21 ビーナプラン」に提示されている「4つのねがい」を目指す姿と捉え、基本理念とします。

- (ア) 一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち
- (イ) 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
- (ウ) ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち
- (エ) すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

② 計画の目標

- (一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるために)
- (すべての人にとって豊かで快適に生活することができるために)
- (ア) 自己実現と社会参加への支援

障害に対する誤解や偏見を解消し、障害のある人が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活することができる地域づくりをめざし、継続的でよりきめ細やかな普及啓発活動の取組を進めます。福祉教育を充実させ、子どものときから障害についての理解を進め、障害のある人と健常者がお互いに認め合い理解しあえるよう、心のバリアフリーに取り組むとともに、障害のある方自身も「その人らしく」「生きがいと役割をもって」「当たり前存在として」より積極的に社会参加できるよう、支援活動の充実を図ります。また、障害のある方の社会参加を保障するため、生活環境（建物・交通等）、情報、制度など様々な場面において、障害の有無に関わらず、全ての市民が平等に社会参加と自己実現することのできる、安心・安全なまちづくりを進め、地域社会に対するアクセスのしやすさ、利用しやすさ（アクセシビリティ）を追求します。

- (生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるために)
- (ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまちになるために)

(イ) 地域を基盤とした自立生活の支援

障害のある方もない方も、共に身近な地域の中で豊かな自立生活を営み、生涯を通じて安心した生活が営めるよう、一貫して支援する総合的支援体制を確立します。障害のある人の多様なニーズに対応するため、一人ひとりの障害特性や生活の個人差に合わせた丁寧なケアマネジメントが必要とする全ての障害のある人に提供できるよう、保健福祉サービスセンターの体制整備をより充実します。一人ひとりの個性が大切にされ、いきいきと暮らしていけるよう、支え合いの「福祉でまちづくり」を推進します。

(3) 第2次茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）

茅野市健康づくり計画では、「からだもこころも元気で豊か」をテーマに、3つの基本理念と6つの重点目標により、がん対策、循環器疾病対策、糖尿病対策、生活習慣、こころの健康の5項目に基本目標を設定して、健康づくりの積極的な施策の展開を図っています。

① 基本理念

- (ア) 健康長寿、住んでいてよかった茅野市
- (イ) 丈夫なからだと豊かなこころを、生涯にわたって守り育てる
- (ウ) 健康を育む習慣に関心を持ち、自ら実践できる人づくり

② 重点目標

- (ア) 生活習慣病（心疾患・糖尿病・高血圧）の発症予防と重症化予防を重点に取り組みます。
- (イ) 生活習慣病等を予防し、働き盛りである壮年期（65歳未満）の早世を減らします。
- (ウ) 健診を受ける人を増やし、保健指導・栄養指導の体制を強化し健康づくりを推進します。
- (エ) がん検診を受ける人を増やし、早期発見をめざします。
- (オ) 妊娠期から生活習慣病予備群の発見と一貫した健診体制の確立をめざします。
- (カ) 自殺者を減らすための取組を推進します。

(4) 第2次茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

『ち』『の』『し』をキーワードに、家庭を中心とした「食をとおして元気で豊かな人づくり」、「食をとおしての豊かな地域づくり」を目標とした食育を推進し、赤ちゃんから高齢者まで、全ての年代を対象に活動を展開します。

『ち』 地域の食文化を大切に守り、伝えます

茅野市の食材や郷土食・行事食が家庭で取り入れられるよう、食文化の伝承と地産地消の促進を進めます。

『の』 望ましい食生活で健康長寿を目指します

いつまでも健康で過ごせるように、食育推進キャラクター「3人の栄養マン」を活用しながら「主食・主菜・副菜」のそろった食事ができるようにすすめます。

生活習慣病予防のための、よくかむことや、適塩、野菜たっぷり、和食の取入れをすすめ、市民一人ひとりが自分の健康状態にあった食生活を実践することで、健康寿命の延伸を目指します。

『し』 食でコミュニケーションアップを図ります

家族や友達と作る楽しさ、食べる楽しさを感じるとともに、食への感謝の気持ち、気持ちよく食事をするためのマナーを身に付け、コミュニケーションアップを図ります。

(5) 第3次子ども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

茅野市では、第1次、第2次茅野市子ども・家庭応援計画をもとに実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、たくましく・やさしい・夢のある子どもが育つための地域づくりを目指します。

① 基本理念 ～たくましく・やさしい・夢のある子ども～

たくましく・やさしい・夢のある子どもに育つことを願い、

○少しの困難にあってもへこたれない、たくましく生きる力を持った子ども

○命を大切にして、相手のことを思いやれるやさしい心を持った子ども

○一人ひとりが自分の夢を持って、それに向かって努力する子ども

子どもたち自身が、学びや体験・経験の積み重ねから自分のあり方や評価ができる感情を高め、今と未来のために生きる力を育む「たくましさ」、そして、様々な人との交流から豊かな人間性や思いやりを持ち、他の人との違いを認め、いのちを大切にできる「やさしい心」、そして、自分を理解し、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた、広がりある心を持つ「夢のある子ども」に育ってほしいと願っています。

② 施策目標

【施策目標1まなぶ】子どもたちが様々な体験を通じて、心と身体の成長と確かなまなぶ力を身につけるとともに生きる力を育みます。

【施策目標2支える】子どもの育ちの視点に立って、保健・医療・福祉・教育が連携した支援を行います。

【施策目標3つなぐ・つどう】地域が協働して、すべての子どもへの応援を行うため、人と人がつながる仕組み・心の居場所づくりを推進します。

【施策目標4ひとそだち】子どもから大人まで共に成長できるような学びの機会と、子どもの育ちや子育てに視点を当てた地域づくりを推進します。